

令和5年度第1回長崎県政策評価委員会

1. 日時

令和5年9月11日（月） 13時30分 ～ 17時30分

2. 場所

長崎県庁3階 313・314会議室（対面開催）

3. 出席委員

穴倉委員長、内田副委員長、齊藤委員、中込委員、原口委員、宮里委員

4. 議題

個別事業群の審議

5. 議事録

内容

基本戦略・施策の概要（高校教育課）	4
審議事業群Ⅰ（高校教育課）_事業群説明	5
審議事業群Ⅰ（高校教育課）_各事業説明	6
1 長崎発 未来の創り手育成プラン	6
質疑応答（審議事業Ⅰ（高校教育課））	8
審議事業群Ⅱ（義務教育課）_事業群説明	12
審議事業群Ⅱ（義務教育課）_各事業説明	13
1 「しま」体験活動支援事業費	13
質疑応答（審議事業群Ⅱ（義務教育課・高校教育課））	14
基本戦略・施策の概要（義務教育課）	17
審議事業群Ⅲ（義務教育課）_事業群説明	17
審議事業群Ⅲ（義務教育課・高校教育課・教育センター）_各事業説明	18
1 長崎県学力調査実施事業	19
2 長崎県「学びの活性化」プロジェクト費	19
3 児童生徒の学力向上のための非常勤等配置支援事業	20
4 教科等教育指導費	21
5 教科等教育指導費	22
6 サイエンス・テクノロジー人材育成事業費	22
7 教育研究・研修費（教育センター運営費）	23
質疑応答（審議事業Ⅲ（義務教育課・高校教育課・教育センター））	24

基本戦略・施策の概要（義務教育課）	30
審議事業群Ⅳ（義務教育課）_事業群説明	30
審議事業群Ⅳ（義務教育課・生涯学習課）_各事業説明	31
1 長崎っ子が輝く！学校応援プロジェクト	31
2 持続可能な地域づくりを進める地域学校協働活動推進事業	32
質疑応答（審議事業群Ⅳ（義務教育課・生涯学習課））	33
基本戦略・施策の概要（観光振興課）	37
審議事業群Ⅴ（観光振興課）_事業群説明	38
審議事業群Ⅴ（観光振興課、文化振興・世界遺産課）_各事業説明	40
1 「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費	40
2 ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費	40
3 世界遺産情報発信事業費	41
4 世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費	42
5 世界遺産登録 5 周年記念事業費	43
質疑応答（審議事業群Ⅴ（観光振興課・文化振興・世界遺産課））	43
基本戦略・施策の概要（スマート県庁推進課）	47
審議事業群Ⅵ（スマート県庁推進課）_事業群説明	47
審議事業群Ⅵ（スマート県庁推進課・港湾課）_各事業説明	49
1 電子県庁推進事業	49
2 スマート県庁プロジェクト	50
3 公共土木施設占用許可システム整備事業費	52
質疑応答（審議事業Ⅵ（スマート県庁推進課・港湾課））	53

(穴倉委員長)

審議方法に従いまして、個別事業群の審議に入ります。

審議した結果につきましては、基本的にはこれを尊重し最終的な意見の取りまとめを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

基本戦略・施策の概要（高校教育課）

(事務局)

引き続きまして、基本戦略施策の概要について説明いたします。

カラー版の縦の資料「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ」をご覧ください。見開き 1・2 ページの部分でございます。1 ページ目の左側に記載しております、基本理念、こちらを実現するために 3 つの柱、さらに基本戦略として 10 項目ございます。また、それにぶら下がる形で 2 ページ目の施策ですけれども、これを足し上げますと 47 の施策になっております。

これからご審議いただきます、1 つ目の基本戦略 1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を推進するために、合計 7 つの施策に取り組むこととしております。その中から、施策の 2、施策の 4、施策の 7、この 3 つの施策についてこれから進める審議の中で、さらにぶら下がります事業群をご審議いただく形になっております。

続けて 3 ページをご覧ください。基本戦略 1-3 につきまして左側の 1 番上に将来像を書いておりますけれども、こちらにつきまして、ご審議いただく 3 項目を含む計 7 項目が掲げられております。

右側に、その背景につきまして「①現状と時代の潮流、②今後の課題、③活かすべき本県の強み、チャンス、ポテンシャル」、こういった形で記載させて頂いております。

次に審議対象事業群が含まれます、施策についての 1 つ目、5 ページ目をご覧ください。施策の 2「郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成」。こちらにつきまして目指す姿を書いております。

2 点ございまして、「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、周囲と協働して、地域課題を創造的に解決していくための実践力を備えた子どもが育っている。」

もう 1 点が、「いのちを重んじ、豊かな心を持ったたくましい子どもが育っている。」

このような姿を目指し、中ほどに成果指標という欄ございますが、令和 7 年度までに「郷土長崎への理解と愛情ある児童生徒の割合」、これを 100%とする目標を掲げております。その実現に向けまして 7 ページ目まで①から⑥と事業群が掲載されております。今回は、そのうち 6 ページ目の下の方③、「社会の様々な課題を主体的に判断できる力や、政治に参画する態度を育てる教育の推進」こちらをご審議いただくようお願いいたします。

以上をもちまして、事務局からの説明を終わります。

(穴倉委員長)

それでは、県の所管課から事業群と事務事業の内容、内部評価結果等について説明をしていただいた後に質疑応答という形で進めさせて頂きたいと思っております。

審議の視点につきましては、先ほど事務局の方から説明があった「審議方法」資料の 3 ページ目に書いてありましたので、審議の際に参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

本日の質疑内容で、この場では回答できないとできないというものについては、第 2 回委員会の方で対応いただくこととし、また、本日いただいた各委員からのご質問や意見についても、第 2 回の委員会時に取りまとめることを予定しております。

議論が必要な事業の審議時間を確保するために、問題が認められないという事業についてはあまり時間をかけず審議を進めたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましてはご協力の方をよろしくお願いいたします。それでは進行を事務局にお願いいたしますのでこの後の説明の方よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、「社会の様々な課題を主体的に判断できる力や政治に参画する態度を育てる教育の推進」この事業群につきまして所管する高校教育課の方から概要説明をさせていただきます。

審議事業群 I (高校教育課) _事業群説明

基本戦略 1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる

施策 (2) 郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成

事業群 ③ 社会の様々な課題を主体的に判断できる力や政治に参画する態度を育てる教育の推進

(高校教育課)

高校教育課長の田川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事業群「社会の様々な課題を主体的に判断できる力や政治に参画する態度を育てる教育の推進」について概要を説明いたします。資料ですがお手元の長崎県総合計画のカラー版 6 ページと、事業群評価調書 1 ページから 3 ページをご参照ください。

本事業は総合計画において、戦略 1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」、施策「郷土を愛し地域を支える心豊かな人材の育成」に位置付けられる事業群です。

今回政策評価委員会では、事業群評価調書の赤の太枠で囲われた部分をご審議いただくことになっております。

本事業群についての取組内容は、評価調書の「1.計画等概要」に記載の通りで、成年年齢の 18 歳引き下げに伴い必要となってくる、自ら考え、判断し、異なる年齢や社会の人々と協働して行動する力を培う教育を推進することとなっております。

この事業群の指標として、地域課題の解決や政治、選挙に関心があり、主体的に社会参画を目指す生徒の割合という項目を設定し、最終年度である令和 7 年度に 62%にするという目標を掲げるほか、大別して、3 点の取組項目の下、事業を実施しております。

本事業群の取組項目については、iii から v の通りで、取組項目 iii で、県選挙管理委員会と連携し、生徒が在学中に、政治的教養教育に係る説明を聞く機会を設け、生徒の政治的教養を育むことなど、生徒が主権者として政治参加する意識の醸成と向上に取組むこととしております。

取組項目 iv と v で地域リーダーの育成及び長崎の未来をデザインする起業家精神を持つ人材を育成することを目的に、SDGs の視点から、地域の課題の解決や魅力化促進に繋がる、高校生の探究的な学びの実現に取組むこととしております。この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2 ページの「2.令和 4 年度取組実績」に記載している、赤太字四角囲みの「長崎発未来の創り手育成プラン」でございます。事業内容については後程ご説明申し上げます。

「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」については、取組項目ごとにまとめておりますが、取組項目 iii の方向性としましては、地元市町の選挙管理委員会や、地域の民間企業や外部団体等と、より連携しながら、取組の充実に努めることとしております。

次に取組項目 iv については、地域課題発見解決型学習の充実度合いについて、学校間に差が見られる状況のため、解決の方向性として、各校における優れた取組の成果として、ICT を活用し他校へ周知を図り、県全体で取り組みの深化、充実に努めたいと考えております。取組項目 v については、小中学校でのふるさと教育から一歩進んだ課題発見・解決能力の育成、生徒自らが作り上げる探究学習へのさらなる転換に課題があるため、解決の方向性として、記載の事業を通して、SDGs の視点から地域の課題を発見・解決し、主体的に行動できる地域リーダーの育成と、自らの枠を超えて行動を起こすとともに、新たな価値を生み出していく力を持ち長崎の未来をデザインする人材の育成に努めて参ります。

以上を踏まえ、「4.令和 5 年度見直し内容及び令和 6 年度実施に向けた方向性」に記載してまます通り、個別の事業の具体的な見直しを検討していますが、後程ご説明させていただきます。

以上で事業群に関する説明を終わります。

審議事業群 I（高校教育課）_各事業説明

（事務局）

続きまして、今説明がございました事業群にぶら下がる事業について、引き続き高校教育課の方から説明させていただきます。なお、説明に入るにあたりましては事前に齊藤委員からご質問いただいております事項についても、あわせて回答の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 長崎発 未来の創り手育成プラン

（高校教育課）

それでは引き続きまして「長崎発 未来の創り手育成プラン」について概要を説明いたします。資料ですがお手元の事業群評価調書 1 ページから 3 ページと、事業に関する補足説明資料 1 ページから 6 ページをあわせてご参照ください。

まず事業群の取組との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の iii「政治的教養教育を通し、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成」、iv「地域が抱える課題を発見し、それを考え行動する探究的な学びを推進」、v「SDGs の理念に基づき、持続可能な社会づくりの担い手を育成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の令和 4 年度の実施状況につきまして、事業群評価調書補足説明資料でご説明申し上げます。補足説明資料の 5 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、地域を支える人材の育成と、学校の魅力化を推進し、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図るとともに、課題探究型学習などを通じて、ふるさとへの愛着や誇りを育みながら、ふるさと定着につなげることを目的として実施しております。

具体的に、令和 4 年度の実施状況及びその成果でございますが、まず、実施状況につきましては、地域と学校の協働によるコンソーシアムの構築や、地元企業及びそこで働く人の思いを知ること、自分自身の生き方やキャリアについて見つめ直させる機会とすることを目的に、進学希望者が多い普通科高校 4 校で、県内企業説明会を開催いたしました。

また、地域課題解決や魅力化促進に繋がるアイデアを募り、ネット投票形式で、コンテストを行う長崎を元気にするアイデアコンテストや、希望する高校生を募り、起業家や行政関係者の支援を受けながらビジネスアイデアを構築し、グループごとに発表する高校生アントレプレナーシップゼミを実施いたしました。

事業の成果としましては、地元行政機関や事業所と連携し、地域活性化に繋がる取組を、実際に行ったことで、多数の生徒が、将来ふるさとの発展に貢献したいという意識が高まったり、また、本事業を通して参加校の教諭の指導スキルの向上も見込まれるため、今後の他の取組への広がりなども期待でき、生徒が課題解決に主体的に関わる資質や能力の育成に繋がるものと考えております。

なお、令和 4 年度の実績を踏まえ、令和 5 年度は新たに未来創造コーディネーター育成事業として、35 歳以下の教員を対象にビジネスプランや、校内での探究学習プログラムの構想を通して、校内以外の教員や起業家等とネットワークづくりを行う研修会を実施しているところです。

令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として特に視点 1 の事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていくかに着目し、より多くの生徒と教員が起業家教育に触れることができるよう、事業内容を随時見直していきながら、実装に向けた取り組みの段階に高めていけるよう検討を加える必要があることから、「改善」と評価しております。

最後に先ほど齊藤委員の方からご質問がありました、事業群評価調書の 3 ページ、課題解決に向けた方向性は、令和 5 年度におけるということでのいいのか、また、解決に向けた方向性に記載されていることの中には、すでに実施していることなのか、これから実施することなのかのかわかりにくい部分があるというご指摘をいただいておりますので、この回答をさせていただきます。

ご質問につきまして、取組内容 iii から v に記載している課題解決に向けた方向性の欄の中には、令和 5 年度から新たに取組む内容のものも記載をしておりますし、それ以降、深化・充実させていくのも記載をしているといった状況になります。回答は以上になります。

(事務局)

以上を持ちまして事業全体の説明が終わりました。事業群、それから個別事業につきまして質疑をよろしく願いいたします。

質疑応答（審議事業Ⅰ（高校教育課））

(穴倉委員長)

はい。ありがとうございました。それでは今説明があった事業群全体と、事務事業について質問等あれば承りたいと思います。全体の話と、事務事業について何か確認をしておきたいということがあれば遠慮なく質問していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(齊藤委員)

ご説明ありがとうございました。中京大学の齊藤でございます。事業群評価調書の 1 ページですが指標として、地域課題の解決や政治、選挙に関心がある割合というところですが、これはどのような聞き方をしているのでしょうか。

(高校教育課)

生徒に対するアンケートでございます。

(齊藤委員)

それは県内の高校生全員に対してでしょうか。

(高校教育課)

はい、県内の高校生にアンケートをとっております。

(齊藤委員)

質問としては事業群の指標の文言通りに聞いているのでしょうか。

(高校教育課)

この文言通りに聞いております。ですので、結局こういった結果になっているという側面もあろうかと思っております。

(齊藤委員)

これを見せて頂いた時に、地域課題に関しては、例えばここが不便だとかもつこうなったらいいのにか、いろんなところでここがいいよねと思っているところがあるかなと思いますが、高校生に「政治」と聞いてしまうと、なかなか自分が関心を持っているところが政治と直接関わっているというイメージを掴みにくいと思う。なので、このような聞き方はどうなのかなと。もしかするともう少し高いのではないかなとすごく思っていたところです。

ただ、この聞き方で、令和 7 年度まで行っていけないといけないのであれですが、次回は何かもう少し違った聞き方や、自分たちが地域の課題と考えているようなところは、政治にも関係があって、選挙を通じてというところの関連性、イメージのつきやすさみたいなものをもう少し何か違うところで表現するとか。アンケートのところに記載するのも何か誘導してるような感じでちょっと違うとは思いますが、少し工夫があってよいのかなと感じたところです。

(高校教育課)

最初におっしゃられております通り、やはりこの質問自体がちょっと少し無理があるというところがあるかなと思ってます。地域の課題解決学習が、いわゆる社会参画に流され、その視点と政治や選挙に繋がっていくというのは、非常に段階のステップとして、段差が非常に大きいというのは私も感じてるところでございまして、次はちょっと聞き方の工夫をして参りたいと思います。

(齊藤委員)

ありがとうございます。

(穴倉委員長)

他になにかご質問等、いかがでしょうか。

ちょっと私から 1 つ教えてもらっていいですか。長崎を元気にするアイデアコンテストで、21 校の活動、研究発表があったという話なんですけど、この 21 校は、どういう選定プロセスで 21 という数字になったのか教えていただきたい。何かランダムに、県下の高校にお願いをしたのか、学校側から手を挙げられたのか、なぜ 21 校なのかというお尋ねです。

(高校教育課)

全県立学校に募集をかけまして、そして学校から応募があった中からですね、こちらで選定しているという、そういう状況でございます。

(穴倉委員長)

一応目標値は 20 ということなので、すでに令和 4 年の段階で超えていますね。超える分にはいくら超えてもいいと思うのですが、あえて、21 以上に今後増やしていく、もしくは増える見込みがあるのかどうかを教えてくださいたいです。

(高校教育課)

学校の希望としましては 20 を超えていくような状況が見込まれるんですが、研究校については補助金を支出しますので、その関係で限定されてくるというような現状でございます。

(穴倉委員長)

参加校には一応補助金がついているということで、逆に言うと、補助金を 40 校にできるかという、それは現状では難しいと理解しなければいけないということですね。

(高校教育課)

はい。

(穴倉委員長)

名前を出す必要があるかどうかは別ですが、同じ学校で、今年も去年もありましたというよりは、延べの学校数等を把握できた方が、広くいろんな学校にお願いをしたということの評価には繋がるのではないかなと思います。

去年も今年もずっと同じ学校が毎年やっていましたというのがよいのか、それとも県下で順番に変わっているのがよいのかについて、チェックもしくはそういう判断をされてもいいのではないかなと思います。

はい。ありがとうございました。他に何かご質問等ないですか。

(内田副委員長)

調書の 2 ページ、「長崎発 未来の創り手育成プラン」の事業概要の中で、普通科高校 4 校で県内企業説明会を行ったという記載がありますが、この内容を知りたい。

また、この企業説明会とアイデアコンテストの 21 校が活動研究発表を行ったというのは、別の事業になるのかなとも思いますが、県内企業の説明会の内容と、成果を教えてください。

(高校教育課)

ありがとうございます。これはいわゆる進学校と呼ばれる、県内の学校の生徒及び教員対象の説明会でございまして、将来的に卒業、進学した生徒たちが長崎に帰ってくることを目標に、まずは学校の先生たちに、県内にある優良企業を知っていただこうと。そういったところを教員がまずは知らない、長崎に帰ってくる、いわゆるインセンティブにならないんじゃないかということで、まずは、県内の進学校の生徒たちを

対象に、3年間で延べ12校（3年×4校）で行う説明会と普通科の教員が、県内の優良企業をバスで回るといふものになります。ですので、その下のアイデアコンテストだとかアントレプレナーシップゼミとの関連性というのは、直接的にはないといったものになります。

（内田副委員長）

その内容であれば、県内企業説明会を行ったというこの一文で済ませるのはもったいないような気がします。今おっしゃったように、先生たちが県内企業をバスで見学して回ったというのと、県内でただ説明会を行ったというのは、この書きぶりではちょっと内容が違ってくるかと思います。もったいない。そこまでしてらっしゃる事業であれば、もう少し突っ込んだところで、正確に書いてもいいのかなと思います。

（高校教育課）

はい。先ほど評価ということで、お答えしておりませんでしたけれども、アンケートからはですね、やはり全く知らなかったけれども、優良な企業があったのかということで、是非とも生徒に勧めてみたいというようなことも多数いただいておりますので、おっしゃる通りのそういう方向で。

（内田副委員長）

本当にもったいない。今のお話を聞くともったいないなと思います。

この文章からとらえられるイメージは、企業が学校に行き、いわゆる企業説明会をされたのかなというふうに思います。実際先生たちがそこに足を運んで雰囲気を見たり企業を見たりすることは、大きな事業だと思います。それによってその成果が出ているのであれば、この一文だけで終わってしまうのは非常にもったいないと思います。以上です。

（高校教育課）

この事業は先生たちが回るものに加えて、それぞれの学校の中で企業がやってきて生徒向けの説明会をやるというのも同時にやっている事業になります。ちょっと補足して説明いたしました。

（穴倉委員長）

よろしいですか。

確認ですが、この事業群に関して進捗状況は「遅れ」という評価になりますかね。事業群評価調書の1ページ目の進捗状況の結果ですが、現在遅れていると。令和5年度の見直し内容及び令和6年度実績に向けた方向性としては、3ページ目にあるとおり「改善」という理解でよろしいですかね。

（高校教育課）

はい。

(穴倉委員長)

ということで、このような評価が出ているわけですが、これ以上質問がなければ、これで審議を終わらせていただきますが、また何か追加で質問や気になる点があれば、ぜひ後程いただければと思います。

第 2 回目の審議等でも検討していただくことになるかと思いますが、この事業群に関する本日の審議は、終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

審議事業群Ⅱ（義務教育課）_事業群説明

基本戦略 1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる

施策（2） 郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成

事業群 ④ 子どもたちが直接自然と触れ合う体験活動の推進

(事務局)

それでは続きまして 2 つ目の事業群の審議に入らせていただきます。

「子どもたちが直接自然と触れ合う体験活動の推進」この事業群につきまして所管する義務教育課の方から事業群の概要説明をさせていただきます。お願いいたします。

(義務教育課)

義務教育課から事業群「子どもたちが直接自然と触れ合う体験活動の推進」について概要説明をいたします。資料については、お手元の総合計画 7 ページ、事業群評価調書は 5 ページをお願いします。

本事業群は総合計画において、戦略「長崎県の未来を創る子供、郷土を愛する人を育てる」、施策「郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成」に位置付けられる事業群です。この事業群についての取組内容は、1「計画概要等」のところに記載の通りです。

自然体験活動など、通常の学校生活では得られない様々な体験によって、子どもたちの見聞を広め、自然や文化に親しむことを通して、自然環境の保全に寄与する態度を養うとともに、よりよい人間関係を形成する力や、公共の精神の育成を目指しております。この事業群の指標としましては、自然体験活動に取り組んでいる小中学生の割合という項目を設定しました。最終年度である令和 7 年度に 100%にするという目標を掲げております。

それでは、本事業群の取組項目について、右上のところで説明をします。

第 1 点、取組項目 viii のところについてですが、これは学校が求める体験活動プログラムについて情報収集を行って、参考となる活動プログラムを学校へ紹介するといったものです。

次に第 2 点、項目 ix についてでございますが、これは県立青少年教育施設協議会と連携し体験活動プログラムの開発に取り組んでおります。

この取組項目を進めるための具体的事業としては、6 ページ、令和 4 年度取組実績に記載の通りでございます。事業内容については後程説明をいたします。

評価調書の 8 ページをご覧ください。8 ページの中程に「3、実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」を示しております。取組項目ごとに実績課題を検証したところ、取組項目 viii につきましては、学校との緊密な連携が必要という課題が見えて参りましたので、解決の方向性として、学校のニーズや課題を把握して、そのニーズに合った活動プログラムの改善や充実を図り、参考例として、工程表などをホームページ等で公開し、活用を促すことにしたいと思います。

次に第 2 点、取組項目 ix につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、体験活動プログラムの多くが実施できなかったため、引き続き、県立青少年教育施設協議会と連携を図り、プログラムの開発充実に努めることとしております。

以上を踏まえ、「4、令和 5 年度見直し内容及び令和 6 年度実施に向けた方向性」の部分に記載しております通り、個別の事業の具体的見直しを検討しておりますが、これについては後程、順次説明をさせていただきます。以上で、事業群に関する説明を終わります。

審議事業群Ⅱ（義務教育課）_各事業説明

（事務局）

続きまして、事務事業の内容につきまして義務教育課の方から説明をさせていただきます。お願いいたします。

1 「しま」体験活動支援事業費

（義務教育課）

それでは、「しま」体験活動支援事業費について概要説明をいたします。資料につきましては、事業群評価調書の 5 ページ。事業に関する補足説明資料は 7 ページをお願いしたいと思います。

まず、事業群の取組との関連でございますが、この事業は、事業群の取組項目の viii、「学校と連携した体験活動プログラムの作成による活動内容の充実と機会の提供」の部分に寄与するために実施する事業です。

本事業の 4 年度の実施状況につきまして、補足説明資料のほうで説明をしたいと思います。補足説明資料の 11 ページをお願いします。

この事業の目的ですが、島地区の豊かな自然、文化などを学習素材として活用した交流体験や勤労体験、自然体験などを通して、子供たちの生きる力や郷土を愛する心を育むとともに、しまの活性化にもつなげることを目的としており、体験活動などを支援するしま地区の市、町に対する経費の一部補助と、しまへの修学旅行に関する学校への情報提供を実施しているところです。

（2）に具体的な令和 4 年度の実施状況及びその成果を記載しておりますが、まず体験活動につきましては、県内の小中学校、或いは県立中学校の児童生徒 938 人が、この事業によって体験活動を実施しております。また、学校への情報提供につきましては、しまの魅力を広く伝えるため、実施校から聞き取った内容をまとめて、しまへの修学旅行に関するリーフレットを作成し配布をしているといったところです。

これらのことから、本事業の成果としましては、しま体験を行った児童生徒数は、コロナ禍前と同程度まで回復をしてきたということです。

事業群評価調書、10 ページをお願いします。10 ページの表の一番下の部分をご覧ください。その左側の欄に示す通り、令和 4 年度の実績を踏まえまして、令和 5 年度は、しまの豊かな自然、文化などの良さを実感できるような活動事業啓発の充実を図り、リーフレットに掲載する情報を精選しております。また、右側の欄にあります通り、令和 6 年度に向けた、この事業の見直しの方向性につきましては、実はしま体験活動に係る補助制度については廃止となっております。

一方、リーフレットの制作など、しま体験に係る情報提供は今後とも継続して取組み、しまの体験活動を普及して参りたいと考えているところです。以上で説明を終わりたいと思います。

質疑応答（審議事業群Ⅱ（義務教育課・高校教育課））

（穴倉委員長）

ありがとうございました。それでは 今説明があった、事業群全体と個別の事務事業について、委員の皆様の方から何かあればお願いいたします。

（齊藤委員）

中京大学の齊藤でございます。ご説明ありがとうございました。

まず事業群全体のことで、当事業群の指標④のところで、自然体験活動に取り組んでいるとありますが、小学校は 100%であるため、中学校の割合が進捗状況の「やや遅れ」に効いているんだろーなと思います。中学校が令和 3 年が 77.4%で令和 4 年で 86.3%になっておりますが、自然体験をやっていないところはほぼ同じなのでしょうか。そこに何か理由があるのか。去年はできたけど、今年度はできないとか、何かのところで中止になってしまったとか理由があるのか。そもそもできないような事情があるのかという点が 1 点目でございます。

2 点目、個別事業のところですが、補助制度について廃止というところでございますが、これは事務事業を始めるときの目標としていたものがある程度完成できた、目標を達成したというところで廃止なのか、このまま続けていってもっていうところで廃止なのか、どういったところで廃止なのかについて伺いさせていただきます。

（義務教育課）

ありがとうございます。

1 点目につきましては、同じ学校が何年も継続してやっていないということかどうか、ということの検証はしておりません、申し訳ありません。

ただ、我々としては、例えば動植物の観察であるとか、海や川の清掃であるとか、或いは野外活動、集団宿泊学習、おそらく中学校においては、この集団活動とか野外活動というのをやっている学校とやっていない学校というのがはっきりしておりまして、その意味ではもしかしたら、同じ学校がずっとやってい

ないということであげてきてるのかもしれませんが。そういう例示をしているんですけれども、100%まで中学校はまだいていないという現状がございます。

2 点目のお尋ねにつきましては、まさに、ご指摘のあった通り、この事業が、実はもう 10 年間県の補助事業として展開しておりますが、こういったところで、この 10 年間というのが 1 つの区切りになりまして、今後はより市町の方で実施をしていただくということが大切じゃないかという視点で見直しを進めたところでございます。

もう 1 点は、この事業を今活用している市町が県内に一つしかなかったということ。離島地区が 5 つの市町からなっていることを考えると、この個々の事業をこのまま展開していくのかどうかといったところで、見直しを進めたというところでございます。

(齊藤委員)

事業群全体のところで言いますと、中学校が同じところなのかどうか、100%というところを目指すのであればやっぱりその内容と、今メニューも提示しているというところでございますが何かもう少しやりやすいとかですね、何かそこら辺は工夫ができるのかなと思いました。

また、補助制度に関しては、おそらく県の役割を終えたみたいなところを、ここに書くのはどうかはちょっと分かりませんが、やはりそういったところでネガティブなところではなく、今までこうやってきたっていうところで、メッセージを伝えるということもよいのかなと思いました。以上でございます。

(中込委員)

この事業は、私の娘もちょうど壱岐の方に参加させて頂いたところなんですけど、こういった目標があるというのを保護者の私も理解しておらず、娘にどうだったか尋ねると、海でビーチバレーをしてきたと。遊びだったのかとちょっと印象を持っていたのでこれを読んで少し驚きましたが、事業をされる時に、学校側でこういったことが目的でそれだけはやってくださいとかそういったことはされなかったのでしょうか。

(義務教育課)

補助資料の 12 ページに記載しておりますようなリーフレットを各学校に配布をしているところです。

この事業でしまへの修学旅行というのは、このような効果があるとか、子どもたちが実際にやった子どもたちがどういう感想を持っているかということを伝えてきたところではあります。

(中込委員)

マリンスポーツとか、これは別に壱岐じゃなくても、沖縄とかでもできるようなことを結構されたのだな、レジャー的な活動をするんですねというのを、子どものパンフレット見て思いました。

せっかく壱岐へ行っていたのであれば、壱岐の歴史だとか、そういったことをもっと深く勉強してもよかったのかなと。植物も壱岐ならではの植物とかそういったものを勉強する時間など、有効的に時間を使って欲しかったなと思いました。

(義務教育課)

それはおそらく何日間かの工程の中のある一部分だったかと思うんですけども。自然を勉強したり、歴史を勉強したり、長崎県の島という観点で、いろんな文化の側面の勉強もしてきたはずなんですけれども。

(中込委員)

すみません。ありがとうございます。

(内田副委員長)

「しま」体験活動支援事業についてなんですが、この事業と関係はないかもしれませんが、離島留学の件でとてもショッキングな事件があったかと思います。そういった事件が、例えば県内の修学旅行誘致に関して、影響があったのかどうか。直接的に事業と関係はないかもしれませんが、やはり県民にとっては非常にショッキングな事件だったと私は思っています。

島を絡める事業は、あの事件を語らずに、今後の事業にどのように影響していくのかというのは非常に、今回審議委員会のメンバーとしても、興味があるというか方向性を見守っていかなくてはいけないと思っています。その辺のところの県の職員の方々の見解というか、感触というか、そういうものをちょっとお聞きできればと思います。

(高校教育課)

離島留学制度は高校教育課が所管しておりますのでお答えいたします。

先般、9月3日に第3回の離島留学検討委員会というのが終了いたしまして、当該生徒が亡くなった背景にあるもの、それから第2部としまして今後の改善策ということで、今後安全安心に離島留学に来た子どもたちが、島で安心した生活ができるよう、ぬくもりのある交流が生まれるような、そういう改善策を提案をいただきましたので、今後実施して参りたいというふうに思います。

(内田副委員長)

この事業自体がその修学旅行の事業自体が、先ほど齊藤委員もご質問されてましたけども、そういった事件をきっかけにとかではなく、予算がついたとか、10年間やってきたからということでの終了と考えてよろしいですか。

(義務教育課)

そこは全くその通りです。県の役目、役割が終わったと、ご指導いただいたように、もうその通りでございます。

(穴倉委員長)

本件について、他にご質問等なければこの事業群に関する審議の方は終わります。

もう一度確認します。事業群について進捗状況は現在「やや遅れ」ということで、かつ、個別の事業に関しては、「しま」体験活動事業支援事業費については、「廃止」という見直しの方向性にあるということによろしいですね。特にこちらについてなければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

基本戦略・施策の概要（義務教育課）

(事務局)

それでは次に審議いただく施策の「4、学力の向上と、一人一人に対応した教育の推進」に入らせて頂きます。総合計画抜粋版資料の 8 ページ目をご覧ください。

施策 4 でございます。目指す姿に記載しております通り「予測困難な時代を生き抜く子どもたちが社会の変化に主体的に関わり、豊かな創造性を働かせながら、社会の形成に参画するために必要な資質・能力を身に付けている。」こういう姿を目指しまして、指標ですけれども、県内公立高等学校卒業において進学を希望する者の進学決定率、これを令和 7 年度まで 95%以上維持するという目標を掲げております。

これに関わる事業群としまして、8 ページ目から 9 ページ目にかけて 3 個の事業群がございます。そのうち、8 ページ目に戻っていただきまして、1 つ目の「子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成」この部分につきましてご審議をお願いいたします。

審議事業群Ⅲ（義務教育課）_事業群説明

基本戦略 1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる

施策（4） 学力の向上と一人一人に対応した教育の推進

事業群 ④ 子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成

(事務局)

引き続きまして義務教育課の方から事業群の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(義務教育課)

それではただいま説明がありました事業群「子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成」について概要の説明をいたします。資料は先ほどもありましたように総合計画 8 ページ、そして事業群評価調書は 11 ページをお願いします。

この事業群は、総合計画において、戦略「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」、施策「学力の向上と、一人一人に対応した教育の推進」、この部分に位置付けられる事業群です。

この事業群についての取組内容は、「1.計画概要等」のところに記載をしている通りで、子どもたちが予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、未来社会を切り開いていくために必要な資質能力を育み、一人一人の可能性を伸ばすこととなっております。

この事業群を代表する指標としましては、全国学力学習状況調査の平均正答率という項目を設定しました。最終年度である令和7年度には、小学校国語・算数、中学校国語・数学の各教科で、全国平均正答率以上にするという目標を掲げるほか、大きく7点の取組項目の下、7個の事務事業を実施しております。それではその7つの取組項目について、右上の取組項目欄を使って説明いたします。

取組項目 i、学力調査の結果分析から、県全体で改善を図る課題を明らかにして、事業改善や、学力向上対策の推進及び家庭・地域と協働した学力向上に取組むこととしております。

ii、本県児童の課題解決に資する事業改善のポイントのアイデア例の作成に取組み、情報提供を継続することとしております。

iii、小中一貫教育実践校の取組、教育方法の発信及び学校訪問、各種会議などで、連携のあり方についての共有に取組むこととしております。

iv、学習指導要領が新しくなって小学校では4年目、中学校では3年目となりますが、この学習指導要領の求めに基づく許可指導力の向上のための現地研修講座の実施をしたいと思っております。

v、先ほど述べました新しい学習指導要領にあります、主体的・対話的で深い学びの実現を図る事業改善の推進に取組むこととしております。

vi、県内児童生徒の読解力の育成のため、全国学力学習状況調査や県学力調査の状況についての解説動画や研究指定校の実践の発信及び各学校での活用に取り組むこととしております。

vii、プログラミング学習の必修化に伴いまして、専門的な学びの充実に取組むこととしております。

それでは、評価調書の14ページをお願いします。ここからが、「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」となります。取組項目ごとに事業群に対する個々の事業の貢献度などを分析し、実績や課題を検証しているところです。

それぞれの課題と個別の事業の具体的見直しを検討しているところですが、後程順に説明をさせていただきますと思います。以上で事業群に関する説明を終わります。

審議事業群Ⅲ（義務教育課・高校教育課・教育センター）_各事業説明

（事務局）

ありがとうございます。引き続き、事業群を構成する事務事業についてご説明させていただきますけれども、当該事業群につきましては2つの課、義務教育課、高校教育課の方で構成されておりまして、各課単位で説明をさせていただきますと思います。2課終了後に質疑をお受けさせていただきますと思います。それでは初めに義務教育課の方から、「長崎県学力調査実施事業、それから4つ目の教科等教育指導費」までの4事業について説明をお願いいたします。

1 長崎県学力調査実施事業

(義務教育課)

それでは事業群評価調書 12 ページをお願いします。あわせて補足説明資料は 19 ページをお願いします。

まず、本事業の事業群の取組との関連でございますが、この長崎県学力調査実施事業は、事業群の取組項目の i、学力調査と全国学力調査に基づく学力向上対策の推進、この部分に寄与するための実施事業となっております。

本事業の 4 年度の実施状況につきまして、補足説明資料の 19 ページで説明をいたします。この事業の目的でございますが、本県独自の学力調査を実施することによって、児童生徒の学力の定着状況を把握分析し、教育指導の充実や改善に役立てるとともに、成果と課題を検証して、学力向上対策の充実を図ることが目的です。

(2) に令和 4 年度の実施状況及びその成果を記載しておりますが、児童生徒の学力を検証するための調査問題を作成し、小学校 5 年生を対象にして、国語算数、中学校 2 年生を対象にして、国語数学、中学校 3 年生を対象にした英語の学力調査を実施し、結果分析より明らかになった課題について提示し、課題改善に向けた研修会を実施しているところです。

この事業の成果としましては、各学校における課題改善の充実が図られたというところでございます。

それでは、評価調書の 15 ページをお願いします。4 年度の実績を踏まえまして、5 年度も学力調査を実施したいと考えているところです。小学校 5 年生の国語・算数、6 年生の理科、中学校 2 年生の国語・数学、各市町教育委員会及び学校における学力向上の取組を引き続き推進して参ります。

なお、令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、学力向上に係る各事業とも連携して、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図りながら、確かな学力の育成を目指していきたいと考えており、「改善」と評価をしているところです。

2 長崎県「学びの活性化」プロジェクト費

(義務教育課)

続きまして、学びの活性化プロジェクトについて、概要説明をいたします。資料は、評価調書の 12 ページをお願いします。

この事業の事業群の取組との関連でございますが、事業群取組項目の i と ii に寄与するための事業でございます。それでは、この事業の 4 年度の実施状況につきまして補足説明資料 21 ページで説明をいたします。

まず、この事業の目的でございますが、事業改善と学校外での学習の充実を図り、多様な環境で育つ県内すべての子どもたちに、「学びに向かう力」これを育成することを目的としたものであって、モデル校での実践及び、新しい時代の学びの習慣化メソッドの作成、学びの活性化プロジェクト応援会議の設置、こういったことを展開しているところです。

(2) 令和 4 年度の実施状況及びその成果に記載の通り、モデル校の実践では、事業改善とともに学校外での実習的な学習の充実を図り、学びに向かう力を育成しているところです。また、モデル校の実践をもとに、学びの習慣化メソッドの素案を作成いたしました。

学びの活性化プロジェクト応援会議におきましては、実践モデル校への助言、学びの習慣化メソッドについての協議、大学教授による講演などモデル校の取組を支援いたしました。

この事業の成果としましては、学びの習慣化メソッドの骨子、これを県内各学校に配布し、積極的な活用を推奨することができました。

しかしながら、学習改善には一定程度時間を要するために、目標達成には至っていないところです。

それでは事業群評価調書の 15 ページをお願いします。

令和 4 年度の実績を踏まえまして、令和 5 年度は、学びの活性化プロジェクト応援会議につきましては、内容と構成を見直すと共に、実践モデル校への支援体制の強化を図って参ります。また、学びの習慣化メソッドの完成に向けてさらなる実践の推進、深化・拡充に繋がる支援を展開し、年度末には、県下全ての小中学校に発出する予定です。

なお、この事業は今年度をもって終了となりますが、子どもたちの学びの習慣化の定着・浸透について検証を行い、新しい事業の構築へと繋げて参ります。

3 児童生徒の学力向上のための非常勤等配置支援事業

(義務教育課)

続きまして、児童生徒の学力向上のための非常勤等配置支援事業です。資料はもう一度 12 ページにお戻りください。

この事業の事業群の取組みとの関連は記載にありますように、2 番の取組項目に寄与するための事業となっているところです。

この事業の 4 年度の実施状況につきまして補足説明資料の 23 ページでご説明したいと思います。本事業の目的につきましては、児童生徒の学力向上のための非常勤講師や学習支援員、スクールサポートスタッフを、市町立小中学校に配置するそういった市町を補助し、学校の人的、地域支援体制の整備を図るというものです。(2) 令和 4 年度の事業実施状況及びその成果に記載の通り、現在 15 市町に補助を実施し支援をいたしました。その内訳は、学力向上のための非常勤講師、学習支援員等の配置に 13 市町。スクールサポートスタッフに 6 市町、両方の事業を展開した 4 市町となっているところです。

本事業の成果としましては、複式学級の授業における間接指導中の児童をサポートすることで、事業を円滑に進めることができ、また授業準備などの教員の補充を行うことで、教員の負担軽減が図られたと市町からの報告を受けております。

それでは、事業群評価調書の 15 ページをお願いします。

令和 4 年度の実績を踏まえまして、令和 5 年度は配置する島内を拡大することで、人的支援を充実させています。

また、令和 6 年度に向けた本事業の見直し方向性につきましては、各市町へのヒアリングや活用状況調査等により、支援状況効果等を把握し、検討を行っていきたいと考えておりますので、「改善」と評価をしているところです。

4 教科等教育指導費

(義務教育課)

義務教育課から最後の事業になります。事業群評価調書の 13 ページをお開きください。13 ページの一番上に書いている教科等教育指導費のところでございます。

まず、この事業の事業群の取組との関連でございますが、取組項目は、ii、iv、v、viの取組項目に寄与するための実施事業となっているところです。この事業の 4 年度の実施状況につきまして、補足説明資料の 25 ページをお願いします。

この事業の目的でございますが、この事業は、各小中学校において学習指導要領の趣旨に沿った教育の内容、方法等に関しまして、積極的に校内研究を行おうとする学校を支援し、その研究成果を県内に広く公表することによって、本県教育の一層の充実発展に資することを目的としたものです。

(2) の令和 4 年度の事業実施状況及びその成果に記載の通り、研究指定校を指定しまして、研究成果について発表会を実施することで、県内に広く情報発信等、取組んでいるところです。

具体的には、8 指定 9 校におきまして、例えば教科教育、例えば I C T の活用、或いは人権教育、こういった学校や地域が抱える課題や実施などに応じた研究を実施しており、研究指定校への指導を行っております。

なお、大変申し訳ありません。事業群評価調書の 13 ページをお願いします。13 ページの表の中で、右側に研究指定校数のところがありますけれども、令和 4 年度の実績値を 8 校、達成率が 100%といった形で記載しておりますが、正しくは、実績値 8 ではなく 9 校です。申し訳ありません。そして達成率は 100%と書いてありますが、112%の間違いです。お詫びして訂正をいたします。

この事業の成果として、研究成果をホームページや会議、研修などを通して広く発信することで、本県の学力向上事業改善の推進に寄与することができたと考えているところです。

それでは評価調書 15 ページをお願いします。一番下の部分で、令和 4 年度の実績を踏まえまして、令和 5 年度は、研究指定校の数について、県の学力向上施策であるとか、人権教育などを優先的に委託するよう見直しを図りました。今年度発表となる研究指定校については、ウェブサイトなどで研究の成果を公表したいとしております。

令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今日の課題を踏まえた研究テーマを検討し、さらなる見直しを行っていきますため、「改善」という評価をしているところです。以上で義務教育関連の説明を終わります。

(事務局)

続きまして 2 事業を所管しております高校教育課及び教育センターの方からお願いいたします。

5 教科等教育指導費

(高校教育課)

資料の方は、調書の 13 ページをお開きください。まず、最初に数字の訂正をお願いいたします。

13 ページ、取組項目 vi、R4 実績のところが 4 になっております。4 のところを 5 に訂正をお願いいたします。R4 実績値を 4 から 5 に訂正していただいて、その右横の達成率 100%になっているところを 125%に訂正をお願いします。

ではご説明いたします。本事業の令和 4 年度の実施状況につきましては、補足説明資料の 27 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、「生きる力を育み、未来を切り開く確かな学力」を身につけさせるためには、課題解決型学習や探究型学習の推進が必要となってきますが、学校図書館はその活動の中核となる場であり、学校司書の配置を推進することで、図書館のより一層の充実を図るために実施しております。

具体的に令和 4 年度の実施状況及びその成果でございますが、まず実施状況につきましては、学校司書を対象としたオンラインの連絡協議会や、講師による図書館運営、及び公立図書館との連携に関する講義、読書活動の活性化に繋がる校外でのイベント等の周知など、図書館活動の充実に繋がる取組を実施しました。

事業の成果としましては、学校司書の配置により、読書・学習・情報センターとしての図書館の機能が充実し探究的で深い学びを実現する環境整備に寄与しており、また、県立図書館や市立図書館等の貸し出しサービスの利用実績が大きく伸びている学校もあることから、より多様な学びに対応できるような体制づくりができていますものと考えております。

令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、15 ページの方に記載をしております。視点②の指標の進捗状況に応じてその要因分析及び、さらに高い効果を出すため、目標に近づけるための工夫を実践実施できているかに着目し、生徒に確かな学力をつけてもらうための土台である読解力育成のためには、学校図書館の充実が重要であり、学校司書に対する一層のスキルアップの機会を多く創出する必要があるということから、「改善」と評価をしております。

6 サイエンス・テクノロジー人材育成事業費

(高校教育課)

次にサイエンス・テクノロジー人材育成事業費について、概要をご説明いたします。調書については 13 ページをお開きください。本事業の令和 4 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 31 ページでご説明を申し上げます。

この事業の目的でございますが、長崎大学と連携して、生徒の自然科学に対する興味関心を高めるとともに、プログラミング的思考を高め、科学技術を担う人材を育成していくことを目的として実施しております。

具体的に令和 4 年度の実施状況及び成果でございますが、まず、実施状況につきましては、長崎大学で高校生を対象に、先端科学等の実験や講義を実施したり、長崎大学の教員等が小中学校や高校に出向いて、先端科学等の実験や講義を実施するなどしたほか、科学の甲子園長崎県選考の実施や、プログラミング講座及びコンテストを実施しました。

事業の成果としましては、オープンラボ実施後に、受講者を対象に行ったアンケートでは、全員から科学的な興味関心が非常に高まった、もしくは高まったという回答が得られ、講座やコンテストなどに対して、参加者から肯定的な反応をいただいたと考えております。プログラミング講座及びコンテストには参加希望者が定員の 2 倍を大きく超えたため、令和 5 年度は、大学側と協議・調整し、全体の受入人数を増やして対応したところです。

16 ページをお開きください。令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として、特に視点⑨の経済情勢等、環境の変化に対応した効果的、適切な見直しとなっているかに着目し、日々進化するプログラム言語や、先端科学に対応するため、生徒が最先端の技術や考え方で課題解決に取り組めるように、人材育成の事業を刷新することを検討する必要があることから、「改善」と評価しております。高校教育課からは以上です。

7 教育研究・研修費（教育センター運営費）

（教育センター）

引き続き、教育センターから事務事業の概要説明をいたします。事業群調書の 13 ページをご参照ください。

事業群との取組との関連でございますが、事業群の取組項目 iv と v の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の令和 4 年度の実施状況につきましてご説明申し上げます。補足説明資料の 29 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、長崎県教員等としての資質の向上に関する手法を踏まえ、教職員のキャリアステージに沿った研修を体系的に実施し、長崎県の教職員の資質能力を計画的に育成することを目的としております。子どもたちの多様化と社会の変化に柔軟に対応するために、研修の新設、充実を図るとともに、可能な限り、学校や教職員のニーズに応じた研修を提供しております。

令和 4 年度の実施状況及びその成果でございますが、センター研修の大きな柱であります経年研修、職務研修、課題研修、出前型研修を核としながら、計画的に実施いたしました。

コロナ禍以前は、ほぼ全ての研修がセンターに集合しての研修でしたが、コロナ禍の中、オンラインを活用したハイブリット型、リアルタイム型、オンデマンド型の研修の方を整備しましたが、とりわけ、集合での研修と同等の効果を上げるために、事前研修動画の視聴と集合研修を組み合わせました、ハイブリッド型の充実を図りました。

県内教職員の学びを止めないという視点から、研修を途切れさせることなく実施することができ、加えて、オンラインを活用することで、受講者の負担軽減も図りながら、研修を実施できたところです。

事業の成果として、令和 2 年度から 3 年度にかけて、一部の講座が中止または代替を余儀なくされた中で、先ほどご説明しましたオンラインを活用した講座を運営することで、センターが実施する 124 の研修講座全て予定通り実施することができました。

また、オンラインの利点を生かした講座、運営を行うことで、受講者の満足度も 99.7%と非常に高い結果となっています。

なお、令和 4 年度の実績を踏まえて、令和 5 年度も、4 つの型で研修を実施しております。

また、見直しを行った指標に対して、講座内容を教員免許更新制の発展的解消に対応するとともに、より、今日的な課題に即した研修を提供するために、外部機関との連携をより一層深めながら、受講者が、自身のキャリアステージに応じた研修を主体的に選択できるようにいたしております。

令和 6 年度に向けて本事業の見直しの方向性につきましては、令和 5 年度と 6 年度の 2 か年計画で、独立行政法人教職員支援機構と連携し、新たな教職員の学びのあり方に基づいた、研修講座の協働開発を行っております。子どもたちが行う個別最適な学び、協働的な学びを教師自身も行い、教師が主体的に学び続けることができる研修のあり方を研究いたします。

また、離島を抱える長崎県の地理的な状況や課題を克服する方策としまして、オンラインを一層活用することで、受講者のフレキシブルな受講を可能とする研修のあり方について研究を進め、今後提供をしていこうと計画しておりますので、「改善」と評価しております。以上で説明を終わります。

質疑応答（審議事業Ⅲ（義務教育課・高校教育課・教育センター））

（穴倉委員長）

ありがとうございました。

それでは今説明のあった、事業群・事務事業ですね、かなり多かったですが、こちらについて改めて質問等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（齊藤委員）

中京大学の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

個別事業の取組についてで、長崎県学力調査実施事業についてお伺いをさせていただきます。事業群評価調書では 12 ページの一番上の段かと思われます。もう 1 つ補足説明資料を出していただいて、それでいいですと、20 ページのところだったと思います。成果指標のところでは 6 割以上を理解している児童生徒の割合について、目標値を「70%以上維持」と掲げていまして、実績値としては令和 3 年、4 年共に 54%となっているかと思います。

一方で、補足資料の方を見せて頂きますと、20 ページの右下のところでしょうか。令和 3 年度の調査結果についてというところで、正答率 6 割以上の児童生徒の割合を見ますと、3 年平均なのでおそらくこの数字は違っているかと思いますが、平成 27 年から 29 年、そして平成 30 年から 31、令和 3 年というような数字の平均値が出ていますが、以前、平成 27 年、29 年よりもかなり上がっていることが見受けられます。

ただ、目標値が70%以上維持というところで掲げていますので、それと比べるとまだ達成率が77%だということなのだと思いますが、ここをどのように評価すればいいのでしょうか。この取組をやってきたことによって、学習効果というものが得られていると理解してよろしいのでしょうかということです。目標と比べるとまだまだなのかなというように捉えられてしまうかと思いますが。

ただ、以前の数字を見ると、伸びているようにも見えるかなと思います。その点はどのように捉えればよいのでしょうかというところを1点お聞かせください。

(義務教育課)

ありがとうございます。これにつきましては実は作成の方針でありますとか、そういったことも絡んできます。正直に申し上げれば、約10年前のスタートした時には、もう子どもたちにここまでは絶対に分かってもらわなければならないと。やや難易度的にも難しい部分があったのかなということが1つあります。こういったところを随分見直しまして、今は、大体平均正答率が60%を超えられるような感じで作ろうということは1つの目安にしているところです。

ですから、子どもたちの学力が飛躍的に10ポイント以上上がったということではないのかなとは思っているところです。

ただ、この事業の1番大きな成果は、やはり問題に授業改善のメッセージ性を込めたということです。これは我々県の教育委員会が、県内各地で頑張ってもらっている先生たちを集めまして、問題を作っておりますが、問いの仕方であるとか、内容であるとか、今求められている学力、学習指導要領が求めているような学力、授業展開の仕方はこんなことなんですよということをメッセージとして込めています。こういう問題が解けないと、これからの時代はちょっと厳しいですよということを込めておりますので、そういう意識が随分と県内各学校の先生方の授業に生かされるようになったという面では効果があったというふうにとらえているところです。

(齊藤委員)

その部分ですけど、すごい大切だと思います。やはり教える側がどのようなメッセージを持って授業に取り組んでいるかというところはすごく重要だと思うので、そういうところもですねどこかで私達もメッセージとして感じられるといいなと思いました。

(義務教育課)

ありがとうございます。

(穴倉委員長)

あえて県独自に、学力調査をされているということですね、全国の学力調査っていうのは別途あるかと思いますが。先ほどの説明だと、生徒さんが、目標を達成するということも重要なのかもしないですが、

何か先生の方に、こういうことを最低限できるように教えてくれみたいな意図があるようにちょっと聞こえました。

そうだとすると、成果指標を見るときに、児童が理解してるかどうかというところとはまた別に、本来は先生がこういうことを意識して授業をやっているかとか、そういう県の学力調査を踏まえた形での授業の構成、準備をされているかみたいなものを聞かないと、何となく目的が先生の方に、事業を見直していただきたいということに主眼があるなら、そちらが大事なような気がしてしまったんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

（義務教育課）

ありがとうございます。それでは補足説明資料の 20 ページのポンチ絵をご覧くださいよろしいでしょうか。この 20 ページの図の真ん中よりもやや上に、小 5、小 6、中 2、中 3 という矢印があらうかと思えます。ご覧の通り、小 6、そして中 3 のところで、全国学力学習状況調査というものが実施されているというところですよ。

これが平成 19 年ごろからスタートしていますが、この全国学力学習状況調査で、子どもたちが課題を感じているようなことがなかなかクリアできないという部分がありました。例えば、条件に沿って文章を作るとか、算数の問題でいえば割合の問題を解くとか、そういったところがなかなか継続してできないといったことがあったところです。

従いまして、子どもたちに今こういう力が不足していますよ、こんなふうには事業改善をしましょうねというメッセージを県教委としてはずっと、平成 20 年度頃から出してきたんですけども、なかなかその定着が図れないということで、平成 25 年度ごろから境に、今度は小 5、そして中 2 で、県の学力調査というものを独自に作っていきました。小 5 で、小 6 で、そして中 2、中 3 の 4 回の学力調査を子どもたちが受けることによって、その子の学力の定着状況をしっかりと見て取ろうじゃないかというところから始まった事業がこの県学力調査のきっかけでございます。

したがって、今まさにご指摘のあったように、教師の授業料改善が何か成果指標に聞き取れたということでもありますけども、それは私の説明の仕方がちょっとまずかったということで、やはりこれが目指すものは子どもたちがしっかりとこの学力調査で、正答率が上がっていくといったところが 1 番の狙いではあります。

（穴倉委員長）

全国の学力調査はそうですが、大体この手のアウトプット指標を作ってやるというのは、どちらかというと教育のパフォーマンスを上げようみたいなことを目的に、簡単に言うと、入った時と出た時にどれくらい伸びたのか、それで先生がどれくらい、学校教育がどれくらい生徒の能力向上に貢献したのかということをはかるために、一般的にはやられるものかと。これは、全国であれ県である同じ話だと思いますが。

なので、そういう意味では、本施策の基本目標はあくまで学生の能力向上ということですが、何かやはり、元々の学力状況調査が、そういう意図を持って、やられているところもあったかと思えます。そういう意味では、逆に言うと、先生の意識改善とか、授業取組の変更みたいなものが、本来は何か主目的だった

のではないかなという気がいたします。結果として、伸びたということは大事なかもしれませんが、そういう点はあったのではないかなと思います。

あと全国と県の関係ですね。今のお話だと、全国があって、その前段階として、準備的に県を取組をされているとちょっと取れたんですね。それはそういう理解でいいならそれでいいのですが、そういうものなのでしょうか。

（義務教育課）

申し上げたように、例えば 30 字以内で自分の考えを、この問題の中から言葉を用いて書きましようとかいう条件に沿って書くといったことが、なかなか毎年できないと。こういったところを何かこう力を入れて定年的にやりたいなということで始まったところでありますので、最初の部分は、全国学力調査の前の学年で、その部分にしっかりと触れさせるといったところは正直あったかと思っております。

（宍倉委員長）

ありがとうございます。

（中込委員）

総合計画の 11 ページですが、この計画には、予測困難な社会の変化に主体的に関わると記載がありますが、義務教育の間は、とにかく読解力をつけましようと考えているのかなと読み取りました。そのために学力調査もしていると。

そこで、その学力を伸ばすための取組は書かれていないので、テストの点数が悪かったねということで終わっていないよねというところは少し思いました。

子どもが小学校に通っておりますので、何文字以内で書きなさいとかそういった訓練をしていないよねとちょっと聞きながら思っていましたので、そういった訓練をして初めてテストに臨むという形に普通はなるのかなと思っています。

中学生の娘に関して言えば、とにかく保護者が面談をして、先生と話が噛み合わないんですよ。今、実際社会で働いてて、私たちが感じてる問題点と、先生の意識というのが噛み合わないことが多くあります。やっぱり大学に行かせたいんだねということで、これは進学校だからしょうがないというので帰ってくるんですけども。とにかくそういった読解力をつけることがやっぱり大事で、そういったことに長崎は力を入れているのかなというところをちょっと私は感じました。

先生の教育もすごくいいなと思ったのですが、何を勉強されているのかがちょっと分からなかったです。ですので、今世間が求めてる情報を先生にちゃんと流しているのかということが少し気になり、そういった勉強も本当は義務教育の先生も知っておくべきなのではないかなとは感じました。

義務教育の間はやっぱり読解力、計算、読み書きができればいいのかなと、そこに力を入れていけばいいので、高校の先生ほどは必要ないかもしれませんが、できたら、今世界がどういったことを求めている、世界の教育はどのようなことをしているというのを、先生たちにも知っておいて欲しいなとちょっと感じました。

(穴倉委員長)

今のご質問の項目的には、教科等教育指導費の義務教育課さんへの質問と考えてよいでしょうか。

(中込委員)

事業群の項目が読解力だけに、読解力というかそういった基礎学力の向上に絞って他はもう記載しないということでよいのかなと。長崎としては、義務教育の間はそういった学力の向上だけ図っていくのかと社会の変化に主体的に関わるということとちょっとリンクしなくて。

(穴倉委員長)

基礎学力の向上自体は全般的に入ってるけどそれしか見なさいと言っている話ではないですよ。すみませんちょっと私の理解が追いついていないだけなんです。学力調査実施事業ではそういうことを伸ばすためにこのような事業をやっていますというお話だったと思いますが、あと先生の方へのお尋ねは高校教育課さんの方ですかね。

(中込委員)

義務教育課の先生に、されていいんじゃないかなと。

(穴倉委員長)

なるほど。

(中込委員)

テーマとか、何を勉強されてるのか、何時間されてるのかとかそういったものが全く分からなくて、受講者数で 9,323 人等と記載されていますが、これは 1 時間でも何か研修を受けたら、もう加点になるのかなというのが分からず、どれぐらい勉強されてるのか等、そういったことも知りたいなと。

(教育センター)

教育センターの方からちょっと説明をさせていただきます。

高校教育課（教育センター）となっているのは、高校教育課が、教育センターを所管しているため、もちろん教育センターでも小中学校の先生方を対象とした研修というのを行っております。

この 9,323 という数は、いわゆる活動指標としての研修講座等を受けていただいた先生方の数にあたりますが、いわゆる経年研修という形で、例えば初めて先生になった先生方ですとか、または 10 年目になった先生方には、いわゆる法的に行わなければいけない法定研修がありますが、それ以外にも様々な研修を教育センターで準備し、大体年間で 100 ぐらいの講座を準備して行っております。

先ほどご指摘があったように、社会が大きく変わっておりますので、先生方に対する研修も、例えば I C T 機器が入ってきていますので、I C T 機器を利用した先生方への研修ですとか、またその特別な配

慮が必要な子どもたちというのが一方で増えている現状がございますので、そういう子どもたちに対応するような特別な配慮が必要な支援を必要とする子どもたちの対応の研修ですとか、そういったようなものをいわゆる時代のニーズに応じた新しい研修というものを盛り込みながら実施しているといったところが現状でございます。以上です。

（中込委員）

指標は人数ですよね。

（教育センター）

そうですね。現在は人数でございますが、カウントしてる研修によっては何時間というふうに決まっているケースもありはしますが、こちらに表してる数は人数です。

（穴倉委員長）

だから、研修を行った時間とかではなく参加した人数であるし、テストを行っているわけでもないから、先生が理解してるかどうかはまた別で、とりあえず指標としては受講者をベースに考えているということでスタートされているわけですね。

（教育センター）

そうですね。それと一応講座に参加していただいた方に対してアンケートを実施いたしましてその満足度ですね、そういったような形でございます。

（原口委員）

補足説明資料の 27 ページの図書館に関する事業ですが、事業の目的の 2 つ目の丸で、学校図書館が読書センターだけでなく学習情報センターとしての機能を果たしていくことを期待されておりますが、それに対して成果指標が生徒への貸し出し冊数だけのように見えています。

他に情報センターとしての機能という部分を、はかることができる指標などは、何か設定されたり、検討されていることがあれば教えて頂けますか。

（高校教育課）

結論から申し上げますと学習センターや情報センターとしての機能を果たすべき指標として設けているものはないのが現状です。

ただし、探究的な学習というのが叫ばれておりますと、単なる本を読むというだけではなくて、学習内容の深化という意味での図書館の機能というのが求められていますので、今後ご指摘いただいたそういった指標がどのようなものが適切なのかと検討していきたいと思っております。

(穴倉委員長)

私自身は非常にこの教育関係の事業に興味を持っていて、それは私の立場上もあるんですが。

個別の事業群の指標が達成されているという話はよく分かりますが、そもそも高等教育とか義務教育をどういうビジョンで考えているのかなと。将来的にそういうものが見えた上でこのような各個別の事業や、施策があると思っていて、何となく長崎県さんのビジョンが見えてこなかったんで、個々の事業に関して、異論があるわけではないですが、将来的に、長崎県は教育をどのようにされていくのかみたいなものがちょっと前置きとしてあると、個別の色々な事業の意味ももう少しよく見えてくるのではないかなと思ってます。今回の件とは少しずれていますが、ぜひそういうものをどこかで教えていただくような機会があればと思っています。

細かい点で何か後程思いついたものがあつたらぜひご意見を頂くとして、この事業群の説明の方は終わらせて頂きたいと思います。

では、次の事業についての説明をよろしくお願いいたします。

基本戦略・施策の概要（義務教育課）

(事務局)

続きまして施策 7「地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する体制づくり」この施策について説明させていただきます。総合計画の資料の抜粋版 10 ページ目でございます。「学校・家庭・地域の連携・協働する活動が広がり、ふるさとで子どもが健やかに育つことを実感できる環境が整っている」という姿を目指すこととしております。

成果指標としましては令和 7 年度までに、地域・学校・協働本部の整備率を 60%にするという目標を掲げております。その実現に向けまして、11 ページまで 3 つの事業群がございます。

本日は、11 ページ上の「コミュニティ・スクールなど地域と共に子どもの豊かな成長を支え合う学校づくりの推進」こちらの事業群につきまして審議をお願いしたいと思います。引き続きまして義務教育課の方から、事業群のご説明をお願いいたします。

審議事業群Ⅳ（義務教育課）_事業群説明

基本戦略 1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる

施策（ 7 ）「地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する」体制づくり

事業群 ② コミュニティ・スクールなど地域と共に子どもの豊かな成長を支えあう学校づくりの推進

(義務教育課)

それでは事業群「コミュニティ・スクールなど地域と共に子どもの豊かな成長を支え合う学校づくりの推進」につきまして、事業群評価調書は、17 ページをお願いします。

この事業群は、先ほども説明があったように、総合計画において、戦略「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」、施策「地域みんなで子どもを育み、家庭教育をする、支援する体制づくりに」位置付けられる事業群です。

この事業群についての取組内容は、1.計画等概要の②に示す通り、学校支援会議や学校評議委員会などの組織や機能を整理・統合し、段階的にコミュニティ・スクールの導入を図ることで、地域との連携体制を強化し、地域とともにある学校づくりを目指すとなっております。

この事業群を代表する指標としましては、コミュニティ・スクールを設置する学校数という項目を設定しております。最終年度である令和 7 年度には 100 校以上にするという目標を掲げております。

本事業群の取組項目について、ivとvのところをご覧ください。太線で囲っているところです。

まずivについてでございますが、これは小中学校におけるコミュニティ・スクール導入の推進活動を行っております。これまで以上に関係機関、各学校、地域保護者に周知共有を図る必要があるために、各市町教育委員会の担当者、P T A 関係者を対象とした研修会を開催し、支援を図っていくということを考えております。

次に、取組項目vについてですが、これは県立高校におけるコミュニティ・スクールの設置に向けて取組み、地域と高校との協働体制の構築を図っているといったところです。

これらを踏まえまして、「4.令和 5 年度見直し内容及び令和 6 年度実施に向けた方向性」に記載しております通り、個別の事業の具体的見直しを検討しておりますが、これは後程、順に説明をさせていただきますと思います。以上で事業群に関する説明を終わります。

審議事業群Ⅳ（義務教育課・生涯学習課）_各事業説明

（事務局）

続けて事業群を構成する事業の内容について説明させていただきますが、当該事業群につきましても義務教育課と生涯学習課、2つの課がありますので、2課の説明の後に質問をお受けしたいと思います。まず初めに義務教育課の方から説明をお願いいたします。

1 長崎っ子が輝く！学校応援プロジェクト

（義務教育課）

事業群評価調書 18 ページをお開きください。18 ページ、3 番です。この事業は、事業群の取組項目ivに寄与するための事業となっております。

この事業の実施状況につきまして、補足説明資料のほうで説明をしたいと思います。補足説明資料は 37 ページをお開きください。

この事業は本年度からの新規事業となっております。

目的でございますが、この事業は、学校を応援する気運を県内に広げることで、教員が働きがいを実感するとともに、子どもたちの豊かな学びを保障することを目的としており、教員や学校に関わる人材の掘り起こしや教員に関する魅力発信を実施しております。

具体的に、令和 5 年度の実施状況とその予定でございますが、記載の通り、大きく、学校スタッフマッチングシステムの構築。そして各分野の有識者を交えた、教職の魅力化作戦会議の実施、そして、教職の魅力発信のための広報活動に取り組んでいるところです。順番が逆から言ってしまいましたけれども、学校スタッフマッチングシステムにつきましては、現在そのシステムの構築に取り組んでいる最中でございます。

真ん中の魅力化作戦会議につきましては、令和 5 年度中に 2 回の実施を予定しております。第 1 回目の会議は既に終わったところですが、学校外からの目線で業務改善、外的資源の活用。また、若手教職員の声を生かすということや、情報発信の工夫について今後検討していくことを確認したところです。

1 番上の魅力発信のための広報活動につきましては、教職の魅力をテーマにしたテレビ放送、また、教員免許があるものの、全く教職経験のない、そういった方、或いは経験はあるけれども様々な理由で教職を離れている方。或いは教員の仕事に興味のある方に対して、教職に進むことや、学校で働くことを支援する説明相談会としてペーパーティーチャーセミナーの実施に取り組んでおります。早速、先週の土曜日に実施をしたところです。

令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、会議において提言された内容を具体的な方向として、実践していくことを考えておりますので、「改善」という評価をしているところです。以上で説明を終わります。

(事務局)

続きまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

2 持続可能な地域づくりを進める地域学校協働活動推進事業

(生涯学習課)

失礼いたします生涯学習課です。

持続可能な地域づくりを進める地域学校協働活動推進事業についてご説明をいたします。資料は事業群評価調書 18 ページ。事業番号は 1 になります。併せまして補足説明資料 39 ページをご覧くださいいただければと思います。本事業の実施状況につきましては、補足説明資料 39 ページでご説明を差し上げたいと思います。

この事業の目的でございますが、県内全ての地域に、地域学校協働本部を中心とした地域総がかりの教育体制を整備し、地域の教育力向上を図り、持続可能な地域づくりを目指すことを目的としております。

具体的な取組といたしましては、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る各種研修会や説明会を実施しております。

説明会では、長崎県コミュニティ・スクール、地域学校協働活動アドバイザーである大学の先生にご講義をいただいたり、また研修会では、県内で実践されている地域コーディネーター等による具体的な実践発表、そして参加者全員による演習などを行っているところでございます。

説明会を実施した翌年に同じ地域で研修会を行うということで、各地域の実践に繋がるようにしております。6 年度末までに県内すべての市、町を対象とした研修会を実施することとしております。

4 年度の実施状況及びその成果でございますが、記載の通り、説明会は県内 4 会場で開催し、延べ 337 名の参加がございました。

研修会につきましては 3 会場で開催し、127 名の参加がでございます。成果指標としております、地域学校協働本部の整備率ですが、本事業実施前の令和 3 年度が 47.4%であったのに対し、令和 4 年度は 56.4%となっております。

本年度も同様の取組を実施しておりますが、まず、地域学校協働活動というものが、平成 29 年に社会教育法に記された言葉でございます。なかなか耳慣れない言葉でもございます。研修会においては、新たな名称に対する抵抗感や負担感を感じてしまうということがございます。

この地域学校協働活動、これまでの各地域での取組を、地域学校協働活動という視点から整理した例を示したり、また校区ごとに具体的な情報交換ができるような場を組み込んだ研修を実施したりしながら、この推進に努めているところでございます。今はこの地域学校協働活動というものを十分に理解をしていただくということが大きな課題となっております。以上でございます。

質疑応答（審議事業群Ⅳ（義務教育課・生涯学習課））

（穴倉委員長）

はい。ありがとうございました。それでは、今説明のあった事業群と事務事業に関してご質問があればお願いいたします。

（内田副委員長）

長崎っ子が輝く！学校応援プロジェクトに関してですが、長崎っ子が輝くための学校応援プロジェクトの柱となるのが、なり手不足の教員を増やそうということなのかと思います。

まず、質問からです。補足説明資料の 38 ページに、教員を応援したい気運の高まりと書いてあります。これが具体的にどのようなものを指すのかというのを教えて頂きたいのと、事業群評価調書の 20 ページの事業のところ、見直しの方向性で「教職員の豊かな研修機会の確保」と記載がありますが、豊かな研修機会というのがどういうものであるかというのを具体的に知りたいなと思っています。

というのが、とてもアバウトな言葉でどちらも書かれていて具体的な、何をするというところが今マッチングシステムとかを作られているっていうのはよく分かりますが、今までの一連の学校教育に関する事業を拝見していると、片方では事業が山積をしていて、先生たちの学校での負担は相当なものだろうなと思います。

一方で、このプロジェクトは、教職の魅力発信で夏休み充電宣言をとく、目的のところに、教職員として何か魅力を発信しますとありますがどうも私の中では噛み合わないものがあります。

一方、その気運の高まりを形成しますとか、豊かな研修と言葉では書いてありますが、これが何なのかというところが、やっぱり方向性として具体的に見えてこないと感じます。もう少し何か具体的にこの施策に関して、説明をいただけたらなと思いました。

（義務教育課）

教職員に対するまずこのブラックなイメージ。これはどうしてもマスコミ等の報道で先行しているという実態が今あるかと思っております。学校現場で働いていらっしゃる先生たちが今忙しいことはもう間違いない事実でありまして、ただ、先生たちの多くは、やはり子どもたちの成長を喜び合えるこの教職の魅力というものをしっかりと感じながら頑張っている。そういう先生たちがしっかりいらっしゃるんだということをまず、きつきつのイメージが先行している中できちんと伝えたいなというところがありました。

もう1つには、今委員さんからもご指摘のあった通り、今現在、労務環境はどうなのかといったことを考えたときに、それは改善しなければならないことは多々あるだろうと。

従いまして、労務環境の改善と同時に、先生たちの魅力を発信するというこの大きな組み合わせで、この学校応援プロジェクトというものをまわしていきたいなということを考えております。

何よりも、今現在ご認識の通り、なり手不足、これはもう教員だけではなくどの業種もそうなんでしょうけれども、志願倍率は低下をしているところでありまして、先生になりたい、或いは、学校で働きたいという方が一定いない限りは、労務環境の改善にもまた繋がっていかないという実態もあります。総合的にはそういったことを考えているところでもあります。一旦ちょっとここまで説明いたしました。

（内田副委員長）

事業として、ここに挙げられるのであれば、やっぱり今おっしゃったことを具体的に。方向性としてどうしていきたいという思いが見えないというか、一方では事業が山積しているのに一方では、教職員休ませますよ、改善させますよと言っているだけの、表面をさらっとなでているようなプロジェクトにしか見えません。

今おっしゃった言葉はとても良い言葉だし、本当にそのように考えていらっしゃるだろう、現場を知っていらっしゃるからこそ、そういった言葉が出てこられるんだろうと思いますが、それがここに反映されていない、ここに盛り込まれていないのかと思います。それはもったいない。もう少し、そんな思いをここに綴られてはどうかと思います。

（義務教育課）

補足説明資料 38 ページの 1 枚のポンチ絵の中ではですね、今副委員長さんがご指摘の通り、十分そういった思いとか、先生たちが例えば夏休み充電宣言を1つとってみても、これにはですね、しっかりと休みを取りましようねと言ったメッセージともう1つ豊かな研修といったことがありましたけれども。

例えば、本当に先生たちが、私は社会科の教員でしたが、例えば長崎街道をずっと歩いてみてそこで感じたことや、気づいたことを記録にするという研修が、とても教員としての成長に繋がっていくと思います。そういう魅力ある研修をやりましょうという内容です。

だから、この1枚のポンチ絵の中にはその全てが盛り込めませんでしたが、1つ1つの取組の中にはそういう我々の思いとか、お願いとか、そういうことを載せていっているつもりであるところです。ちょっと見えにくかったというところはもうご指摘の通りかなと思います。

(内田副委員長)

学校の先生を経験されているのだろうと先ほどからのご説明を聞きながらそう思っていましたので、そうであればやはりこのプロジェクト自体、事業自体の何かぼんやりとした感じでよく見えない点をもう少し具体的に、その思いを中身に綴られてはどうかと思いますし、事業としてももう少し明確にしていくというのが大切なのかなと思います。

(宮里委員)

私の方ではですね、2点ございます。私はこの委員会は初めてでございまして、普段は長崎で、高校生とか大学生とかと一緒に、新規事業等をやっています。実際高校のこういった事業や、中学校にもかなり入らせて頂いてまして、こういった形でご説明いただきありがとうございます。

私が思ったことを申し上げますと、大前提として、事業群全部の指標のところを見ると、プロジェクトは新規事業なのか革新性が求められるものなのか、ないしは公共性が高く福祉性が非常に高いものなのかでそもそも指標がまず違うはずです。おそらくここで議題になっているものの多くは新規事業であり、これからの長崎を担うような子どもたちを育成しようという、まさに先ほどおっしゃられたような新規事業等は革新性が非常に高いプロジェクトだと思っています。

私も全部は分かりませんが、ぱっと見てそれって今本当に100%を目指すようなことなのか。つまりこれは新規事業であり、革新性が高いものであるならば、100分の100とならないですね。物事は2対6対の2の法則があって、やっぱりトップの1割2割が新規のマーケットを広げていって、そこで圧倒的なルールを作ってそのあと皆に普及させるというフェーズだと思います。

教育も、公共だから公共しかやらないとかそういう話はもはやないと思っていて、新規性が高い事業であれば、まず値は率じゃないと思うことが結構あります。例えば100校100%って、違うかなと思っていて、現場では、実際はやはり現場の校長先生のご理解とか、現場の教員の方のご理解とかがないと進まないですし、そういった教員の方々においても、いわゆる100点を取るよりも、90点のものを100点にするよりも、40点のものを80点にするのが楽なのは誰でも分かることで、なので、例えばこの100%とか率ではなく、絶対数にするとかですね。

例えば、全国のトップ1,000人のうち100人が長崎だったら、平均でしたら大したことはないかもしれないですが、それは絶対数にすべきと。その100人がリーダーになって次の世代、あの先輩みたい

に、部活も勉強もやるしめっちゃ格好いい、俺はそういう高校時代を過ごしたいというようにすれば私はうまくいくし、自分が勉強する方だってやっぱりカッコいい人がいるところに行きたいと思います。

だから、値はやっぱり率じゃなくて、絶対数。特に新規事業の時は、県内の全学校のうちの100%とかそういう話ではなく、新規需要についてもマーケットは全国とか世界だとか。例えばAI等に興味のある人たちが「Kaggle」とかそういう民間のデータ、オープンになってるところに僕のデータ分析の力を使ったらこういうアウトプットができましたよとか。そういう物差しを、さっきの100分の100とか長崎県内で何位とかそういう話ではなく、全国とか世界のマーケットで、やっぱりスターは絶対つくれると思うので、何か指標を考えるべきかと。公共性のフェーズは多分県内で100%を求めていると思いますが、新規事業とかの時は、全国だし、グローバルにやって欲しいなと思います。戦略もやっぱり同じこと言いますけど、100個やったら100人やったらなど、何人やったかとかじゃなくて1人やれたかとか、1人そういうスーパースターをつくれたかという、何かそこを見て欲しいなと思っています。

あと、よく指標のところも出席率とか、参加しましたとかアンケート取りましたって、それは何か評価としてはあまり興味はないです。関係ないです。書けと言われれば書きますし、だからそうじゃなくて、よりインプットを見るべきなのかアウトプットを見るべきなのか。特に、公共性の方はアウトプットしか駄目だと思います。やるべきことは決まっていて、やるべき雛形も決まっているので、インプット頑張りましたじゃなくて結果でというのがあるかと。だからアウトプットを目標にした方が。

一方、新規性の方は、やっぱり結果が出るまですぐには分からないので、チャレンジしたのか、留学したのか、手を挙げる生徒が何人いたんだと。プログラミング講座に参加するだけではなく、そのあと開発してリリースして、例えばどこかの会社と一緒に新規事業を作ろうと言った人が何人いるのか。何かその辺じゃないかなと。長崎の総合計画やチェンジ＆チャレンジはとても良いのにそこに沿ってこないかなと思うので、それも評価のところなので、個別の話ではないかなと思います。これは私の方の評価です。

あと1点。私は父親、母親も教員ですが、やはり「スーパー公務員」とかがいるように、「スーパーティーチャー」みたいな文化をどんどんやって欲しいなと思っています。「スーパー公務員」みたいな存在がいるから、平戸は何かふるさと納税頑張っているとか、「スーパーティーチャー」が長崎にはいる、それが理由で、受けてみようかなとか。教員という職業カテゴリーに憧れはなくても、1人のこういう先生に対して、僕はこの人みたいになりたい、それだけで私はいいと思ってるので、何かそういうスーパー的な価値、文化をぜひ県のリーダーシップを発揮してもらって、やっていただけたら僕は長崎にはこんないい先生がいるよと言えるなと思います。

特に言いたいのは最初のところですね、公共性・福祉性を目指す政策なのか、新規性と革新性なのか。100%はチャレンジしていない証拠です。100%って100点取った時点で絶対チャレンジしていないので、そうではなくて絶対数で見て欲しいと思いました。以上です。

(宍倉委員長)

どちらかというと、回答を求めるというよりは要望に近いのかなと思います。今すぐ何かお答えいただかなくてもいいので、ぜひ2回目等で検討していただければと。

ちなみにこの輝く学校応援プロジェクトは今回新規ですよ。もう1つの事業のコミュニティ・スクールの方は継続ということで、いずれも評価は「改善」ということですね。ここでの数値自体はこういう目標を設定してこういう値になりましたという話ですから、一応審議の時点で、そもそも事業内容が適切かみたいな話もあるので、そういうところへの意見があったとご認識いただければと思います。

あと、教職員の志願率向上の取組は今色々なところで始まっていて、それに乗っていると思いますが、この1個の事業でということなのか、教育分野全体としてどうされていくんですかというところを何か問われていると思います。

先生の確保も含めて、もちろん暫定的にマッチングシステムを作ったり、魅力発信というのは昔からやってきた話で、ちょっと新しいものがあったても、根本的な問題の解決になるかどうか分かりません。ぜひ、そういう長崎の教育ビジョンなんかをセットで、教育をどういう形にしていくなか、そして教員の採用を自発的に促すような仕組みを、ビルトインしていただきたいなと思っています。

指標云々に関しての話については、とりあえずこういう状況だという話をしましたし、対象の適切性については今色々な委員からご意見があったので、組み込めるかどうかは別としても、ぜひ組み込む方向性を今後検討いただきたいなと思います。

他によろしいですかね。はい。ということでこの事業群に関しての審議は以上で終わりにさせていただきます。

基本戦略・施策の概要（観光振興課）

（穴倉委員長）

それでは審議の方を再開いたします。事務局からお願いします。

（事務局）

はい。それでは次に、基本戦略 2-2 になります。

こちらについて審議をいただくため、基本戦略及び施策について説明いたします。総合計画資料の、1、2 ページ目をお開きください。全体像のところでございます。「2-2 交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」こちらを推進するために右側の 2 ページ目に掲げております、施策 3 つに取り組むこととしております。今回は、その中の施策 1「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」こちらを実現するためのさらに 3 つ事業群ございますけれども、そのうちの 1 つの事業群についてご審議をお願いいたします。同じく資料の 12 ページをご覧ください。

基本戦略 2-2 の具体的な将来像ですけれども、今日審議いただきますものも含め 3 項目掲げております。背景につきましては、めくっていただいて 13 ページでございます。

①現状と時代の潮流に記載しておりますけれども、1 つ目「国内の人口減少に伴う国内旅行市場の規模縮小や少子高齢化の進行」、また②今後の課題にあります通り、「地域住民等が主体となって取り組む「観光まちづくり」による、観光客の満足度向上とリピーター化の推進」でありますとか、「ユニバーサル

ツーリズムの推進のための関係者の連携強化による持続可能な受入体制の構築」こういったものを掲げております。

次に審議対象事業群が含まれます施策は、14 ページ目をご覧ください。こちらにつきまして目指す姿は記載の通りですが、魅力を加えた「観光まちづくり」や、外国人、障害者、高齢者などが安心して楽しむことができる環境整備等について記載しているところでございます。

成果指標につきましては令和 7 年度時点で、観光消費額総額を 4,137 億円にするという目標を掲げております。その実現に向けまして、次の 15 ページ目まで 3 つの事業群でございます。本日は 14 ページ目の①の事業群について審議をお願いいたします。

引き続き、観光振興課の方から事業群についての説明をお願いいたします。

審議事業群 V（観光振興課）_事業群説明

基 本 戦 略 2-2 交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む

施 策（ 1 ） 地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進

事 業 群 ① 地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進

（観光振興課）

それでは私の方から内容についてご説明をさせていただきます。

事業群としては「地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進」ということで、資料については総合計画の、先ほどご説明ありました 14 ページと事業評価調書 21 ページになりますのでご覧いただきたいと思います。それでは説明させていただきます。

本事業群につきましては、総合計画において、先ほど説明があった通り戦略の 2-2「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」、施策の 1「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」、これに位置付けられてる事業群でございます。指標といたしましては、観光宿泊客のリピーター率、延べ宿泊者数及び観光消費額総額を設定しております。

続きまして取組項目 i から iv についてご説明いたします。右にございます取組項目 i でございます。これは観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる魅力ある観光地を創出するため、市町や関係課、観光関係団体等が取り組む観光コンテンツの開発、またそのブラッシュアップ、さらには新たな観光交流拠点づくりなど、県内各地域における観光まちづくりに取り組むこととしております。

次に取組項目 ii でございますけれども、これは高齢者や障害のある方などすべての人が楽しめるユニバーサルツーリズムの促進及び誘客拡大を図るため、旅前や旅中における相談や、車椅子の貸出し、入浴介助など各種サービスを提供するワンストップ窓口の整備に取り組むこととしております。

続きまして iii . iv . v でございますけれども、これは世界遺産を人類の宝として将来に向け、守り伝えていくため、世界遺産の報告活動の担い手となります地域の住民や県内外からの来訪者の保護意識の醸成と、保護活動の活性化に取り組むこととしております。具体的な事業の内容につきましては後程個別にご説明を申し上げます。

事業群評価調書 24 ページをご覧ください。それぞれの取組み内容についてご説明をいたします。

取組項目 i についてでございます。これについては、地域住民を主体とした観光まちづくりの取組が少しずつ芽吹きつつあるもののいまだ県内各地域の自立、継続的な取組には繋がっていないという課題がございます。そのため観光の専門家も入れた事業計画の策定支援など充実をさせることによりまして、自立継続的な観光まちづくりの取組を増やし、観光客のリピーター率向上や消費額の増加につなげて参りたいと考えております。

続きまして取組項目の ii についてでございます。ユニバーサルツーリズムに関するワンストップ窓口として、令和 3 年 1 月 30 日に開設いたしました。長崎県ユニバーサルツーリズムセンターにつきまして、コロナ禍においても、相談対応件数は増加するなど、認知は着実に進んでおるところでございますけれども、宿泊施設に関しましては、観光客が自らやはり選択するという傾向にございまして、センターを通じまして送客に繋がっていないという課題も見えて参りましたので、これまで以上にセンターの利用促進に向けて、効果的な情報発信に取り組むとともに、顧客のニーズに対応できます相談・支援の充実を図るなど、受入体制の強化を図り、本県への誘客拡大につなげて参りたいと考えております。

取組項目 iii についてでございます。こちらの構成資産保護の担い手不足と高齢化に対しまして、地域住民を含め、県民、自治体、来訪者に対するさらなる保護意識醸成が必要な状況にございます。そのため、世界遺産の価値や魅力展覧会や講演会などの効果的な方法で発信して理解を促すとともに、また関係、県市町や地元保護母体が一体となって取り組んでおります保護活動を広く周知することで、県民や来訪客の自発的な保護活動につなげて参りたいと考えております。

続きまして、取組項目 iv でございます。これまでに実施しました、フィールドワーク事業のノウハウを、地元大学に継承させる必要があるというふうに考えております。

また、構成資産が所在します離島半島地域におきましては、人口減少や担い手不足により、将来的に世界遺産の保護・継承を行うことが困難となる恐れがございます。

そのため、地域同士の連携や官学間の適切な協力によりまして、地域の独自の取組として、フィールドワーク事業を継続していくことを目指して参りたいと考えております。

また、現在取り組んでおります、構成資産地域同士が連携して行います取組の企画検討について、より地域の実情を踏まえた支援を行えるよう、市町や地域団体との情報交流会を行うとともに、大学等との協力なども連携して進めて参ります。

最後に取組項目 v でございます。来訪者が地域住民の暮らしを阻害することのないよう、インフォメーションセンターを中心とした事前連絡の運用によりまして、節度ある来訪を促し、適切な観光客受入が実施できておりますので、今後も引き続きインフォメーションセンター、大司教区、県・市町と連携しまして、受入体制の充実を図って参りたいと考えております。

以上で事業群に関する説明は終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。

審議事業群Ⅴ（観光振興課、文化振興・世界遺産課）_各事業説明

（事務局）

続けて事業群を構成する事務事業について説明させていただきますけれども、こちらの事業群につきましても、観光振興課と、文化振興・世界遺産課の２つの課で構成されております。各課単位で説明させていただきます、２つの課の説明後質疑をお受けしたいと思います。

まず初めに観光振興課所管の２事業について説明をお願いいたします。

１ 「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費

（観光振興課）

続きまして観光振興課からでございます。資料につきましては、事業群評価調書 22 ページでございます。事務事業に係る補足説明資料につきましては 49 ページでございます。こちらをご覧くださいながらご説明をさせていただきます。

まず本事業の事業群の取組項目のⅰに寄与する事業でございますけれども、みんなで磨く！観光まちづくりの推進事業費ということで説明をさせていただきます。こちら中核事業と位置付けておりまして、この事業につきましては、県内各地に魅力的な観光スポットを創出することで、県内周遊を促進し、観光客のリピーター率向上でございますとか、消費額の増加につなげることを目的としておりまして、地域住民を主体とした観光まちづくりの取組支援を実施しているところであります。

令和４年度の具体的な実施状況及び成果についてでございますけれども、県内１２地域の観光まちづくり支援を行いまして、うち８地域で事業開始時に設定いたしました目標を達成または一部達成することができているというような状況でございます。

この実績を踏まえまして、令和５年度におきましても引き続き、地域住民を主体とした観光まちづくりの取組支援を実施しているところでございまして、現在、１９地域で着地型旅行商品の開発、ブラッシュアップ、また新たな観光拠点づくりに向けて取り組んでいるところであります。

令和６年度に向けた見直しの方向性等につきましては、市町や関係観光団体等が作成いたします事業計画書等に対しまして、観光の専門家も入れた伴走支援を充実させることでより事業効果を強化するよう改善していきたいと考えております。

２ ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費

（観光振興課）

続きまして 22 ページの下段にございますユニバーサルツーリズム受入体制整備事業費についての概要について説明をいたします。

本事業につきましては、事業群の取組項目のⅱに寄与する事業でございます。これも中核事業として位置付けております。

この事業は、高齢者や障害者の方などすべての人が楽しめるユニバーサルツーリズム誘客拡大を目的といたしまして、そのワンストップ窓口となります長崎県ユニバーサルツーリズムセンターを設置して、地域団

体や福祉関連事業者、観光関連事業者と連携いたしまして、持続可能なユニバーサルツーリズムの受入体制を構築するといった取組を実施しております。

令和４年度の具体的な実施状況及びその成果についてでございますけれども、ユニバーサルツーリズムセンターの相談対応件数は年間で 395 件、月平均いたしまして 33 件となっております。これはコロナ禍におきましても、着実に認知度を向上することができたというふうに考えております。

また、ユニバーサルツーリズムセンターと社会福祉協議会との間で、観光客に対しまして宿泊施設などで入浴介助サービス等の提供を行う連携協定を締結しておりまして、ユニバーサルツーリズムの受入体制の構築にも寄与したというふうに考えております。

この実績を踏まえまして、令和５年度も引き続きユニバーサルツーリズムセンターにおける宿泊施設やモデルコースなどの情報の充実を図るとともに、これらの情報を効果的に発信していくようなチャネルの拡大に取り組んで参りたいと考えております。

令和６年度に向けた見直しの方向性につきましては、観光需要の回復が見込まれる中、効果的な情報発信による利用促進に取り組むとともに、日々の相談業務での声など、観光客のニーズを分析しつつ、必要とされるセンターの機能体制の強化を検討して参りたいと考えております。

以上をもちまして私の方からの説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

（事務局）

続きまして文化振興・世界遺産課の方から、所管する３個の事務事業について説明をお願いいたします。

３ 世界遺産情報発信事業費

（文化振興・世界遺産課）

続きまして世界遺産関係事業につきましてご説明いたします。世界遺産情報発信事業費、世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費、並びに世界遺産登録５周年記念事業費の３事業につきましては、潜伏キリシタン関連遺産の構成資産の価値を深め、伝え、将来に向けて守っていくことを目的に実施しているところでございます。それでは各事業について説明させていただきます。

まず世界遺産情報発信事業費ですけれども、評価調書は 23 ページ、補足説明資料は 55 ページでございます。

本事業は、事業群の取組項目 iii 及び v に寄与する事業でございまして、中核事業となっております。世界遺産の調査・研究情報発信や保護意識醸成の取組に加えまして、地域住民の信仰の場を守るための教会守の配置、あと教会堂見学の事前連絡制度導入等、受入体制の整備を実施しています。

令和４年度の具体的な実施状況及びその成果でございますが、多言語による世界遺産情報発信や、各種イベントでの広告物等の配布など、県内外へ世界遺産の価値と魅力の発信を行いました。

また、世界遺産登録 4 周年を記念したパネル展、登録 5 周年に向けたイベント、世界遺産の最新の調査研究成果を発表するシンポジウムを開催し、広く県内外から参加をいただきました。これらイベント等参加者の世界遺産の価値に対する理解度も 92%となり、目標を達成することができました。

この実績を踏まえ、令和 5 年度は引き続き広告掲示や、ウェブサイトでの情報発信を実施することに加えまして、世界遺産の調査研究成果のデジタル化の推進、また市町と共同で行う世界遺産の経過観察作業の効率化等を図るため、新たにモニタリングシステムの設計を実施しております。

令和 6 年度に向けた見直しの方向性としましては、これまでの取組に加え、別途実施します、世界遺産登録 5 周年記念事業によりまして、新たに訴求した若者層に対しまして世界遺産の魅力発信を強化し、さらなる保護意識の醸成を目指して参ります。

また、調査研究成果のデジタルアーカイブを活用して、新たな P R コンテンツを検討する等、情報発信のあり方について常に創意工夫して参りたいと考えております。

4 世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費

(文化振興・世界遺産課)

続きまして世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費の概要について説明いたします。

補足資料 57 ページをご覧ください。本事業は令和 5 年度からの新規事業となっており、事業群の取組項目 iii 及び iv に寄与するために実施する事業でございます。

この事業では、世界遺産の情報発信や保護意識醸成の取組に加えまして、構成資産の保護を担う集落等の維持、活性化を目指し、主に離島・半島に点在する潜伏キリシタン関連遺産の構成資産等が連携できる取組や大学連携等を実施してございます。

令和 5 年度の具体的な実施状況と予定につきましては、構成資産の保護を担う地元キーマンや行政職員を集めた情報交流会を年 3 回程度開催し、先進事例の紹介など、世界遺産保護に関するノウハウの共有を行って参ります。

また、交流会において世界遺産の構成資産地域全体として連携できる取組を企画・検討した上で、フォトコンテスト等をモデル事業として実施し、以降も継続して構成資産同士が連携して主体的に実施できるような素地の造成を図って参りたいと考えております。

令和 6 年度に向けた見直しの方向性につきましては、引き続き構成資産地域同士が連携して、主体的に取組を実施していけるよう支援することで、構成資産地域の自主的な取組を活性化させ、構成資産地域等への訪問者の増加ですとか、地域の収益向上によるプラスの循環を目指して参りたいと考えております。

また、小中高生向けの世界遺産学習ですとか地元キーマン、自治体職員へのオンライン講座等を引き続き行いまして、将来世代に向けた世界遺産の保護意識の醸成を図って参りたいと考えてございます。

5 世界遺産登録 5 周年記念事業費

(文化振興・世界遺産課)

最後に世界遺産登録 5 周年記念事業費の概要について説明いたします。補足説明資料 59 ページをご覧ください。本事業は世界遺産登録 5 周年のこの機会に実施する事業でありますので、今年度で終了する予定としております。

本事業は事業群の取組項目 iii に寄与するための事業でございます。この事業は世界遺産の情報発信や保護意識醸成の取組を推進してございます。

従来の興味関心を持つ人だけではなく、新たに若者世代にも本県の世界遺産に目を向けてもらうことでコロナ禍によってダメージを受けました世界遺産登録効果の回復と、県民の世界遺産に対する保護意識の再醸成を図るため、世界文化遺産登録 5 周年記念イベントを県内外で開催する予定としております。

令和 5 年度の具体的な実施状況と予定につきましては、8 月の地元プロスポーツチームとタイアップしたイベントを皮切りに、構成資産を巡るスタンプラリー、世界遺産巡礼路を活用しましたクリーンウォーク、そして著名人を招いたトークショー、また一昨日行いましたけれども首都圏での魅力発信イベントなどを実施して参ります。

本事業は令和 5 年度限りで終了いたしますが、得られた成果は、既存事業の今後の取組のさらなる改善に生かして参りたいと考えてございます。以上で私の方からの説明を終わらせて頂きます。

質疑応答（審議事業群 V（観光振興課・文化振興・世界遺産課））

(穴倉委員長)

はい。ありがとうございました。それでは今説明があった事業群全体及び各事務事業についての質疑に移りたいと思います。委員の皆様の方から質問等あれば、よろしくお願いいたします。

質問が出るまでに確認をさせて頂きたいのですが、これは事業群評価調書の 21 ページに記載がある通り、令和 4 年度の事業費が総額 4 億円という理解でよいのでしょうか。もちろん、今回の説明に含まれてないものも事業費に入ってるのは承知しておりますが、それでよろしいですか。

(観光振興課)

はい。

(穴倉委員長)

ご説明があったいくつかの事業がそれぞれあり、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費が、令和 4 年度だと 9 千万円ぐらいですかね。令和 5 年度は 1 億 1 千万円ぐらいを見込まれているということですね。ユニバーサルツーリズムの受入体制整備促進事業費が令和 4 年度 1,600 万円ですかね。あとは世界遺産のプロジェクトが 3 つ取組事項としてありました。他の施策に対して結構大きなスケールの事業群だったので、念のため確認をさせて頂きました。

このような形で、個別の事務事業を説明いただきました。活動指標と、事業のパフォーマンス、目的が達成されているということでしたが。あと今後の見直しの方向性ですね。いかがでしょうか。

(齊藤委員)

中京大学の齊藤です。よろしくお願いいたします。

事業群評価調書 22 ページの取組項目 ii ユニバーサルツーリズムについてですが、まず質問が 1 つ。あとは確認したいところなんですが、まず 1 つは、今年度からユニバーサルツーリズムに関する提案をした観光客数というところが、目標値が今年度というところでよいのでしょうか。100 となっていますが、これはどのように集計をするのでしょうかというのが 1 つ目です。

あとは、活動指標・成果指標で、おそらく事業を立ち上げた当初に目標値として定めていたものをこの事業を実施するにあたり、イメージしていたところを出されたのだと思いますが、中身の方にも記載があった宿泊数に関して言いますと、紹介はしているが、ほとんどの人が自ら予約をしたというところでセンターの実績には至らなかったと。

やはり、色々オプションをつけたり、あと部屋はどこがいいとか、色々なことを考える時に、センターに連絡をして色々お伺いするよりは、直接サイトやホテルに確認をした方がよいだろうなというところがあるので、おそらくそれが実績に繋がっていないというところに対しての評価はすごく理解できるところです。

ただ、ユニバーサルツーリズムの受入体制というところを考えると、市内でそういった宿泊ができるようなところが揃っているとか、実際にセンターを通じなくてもこれが達成できているというところの指標は何か必要ではないかと感じるところがありました。

相談に関しても、この相談件数は目標に達すればよいのかもしれませんが、既に色々なところで長崎はユニバーサルツーリズムできるよねと、長崎に行けば何とかなるよねという思いがあれば、決して相談をしてから行くということではなく、もう来てしまってから過ごせるんだよねというのが広がっていたら、ここはその件数には繋がらなかったとしても、実際にユニバーサルツーリズムは実施されているのかなというところも考えられると思います。

何かどこかで受入体制の整備が整っているというところは、今回この活動指標・成果指標というところは多分動かせないとは思いますが、ただ違うところでチェックをすることが必要ではないかと思いました。

補足資料で、空港にセンターが設置されているというようなところで、色々相談をしたい方はもう事前に相談をしてくるだろうし、空港に着いてから問い合わせるという方については、+αで何か情報が欲しいという思いがあるとか、あとは、もうすでに長崎に来てしまえば、何かそこで聞けるし、行動できるというところが浸透しているのであれば、それに越したことはないのかなと。そこはどのように県の方では評価しているのでしょうか。

最後、この補足説明資料だけを見せてもらいますと、誰もが旅の楽しさを共有できるまちづくりということでユニバーサルツーリズムと記載がありますが、やはり障害とかに特化しているように見受けられるところも多いかなと思います。そこはそれですごく重要だと思います。ただその他で、やはりユニバーサルとは、もう少

し誰にでもということなので、もう少し違う要素なんかを入れてもいいのかなと感じたところです。以上です。

（観光振興課）

まず先ほど出ました成果指標を少し変更したというところでございます。

背景といたしまして実績のところご覧いただいてる通り、県内宿泊施設を紹介した観光客数というのが、結果としては2件だったり1件だったりといったところになってます。相談を受けた内容の分析をいたしますと、実際ユニバーサルツーリズムに関して、色々な提案は行っております。

例えば昨年度の395件の相談件数の中で、そういったものを拾い上げると、やはりその44件程度は紹介するとか、こういった形でやってはどうかっていうところまでは繋がっています。

ただやはり、最終的にその旅館につながるところになかなか至っていないところがありまして、2件1件では成果が見えてこない部分がありますので、そういった提案をしたといったところをセンターの評価として成果に持っていければというふうに考えたところでございますので、そこに対する見直しを行ったところでございます。

あとその受入体制がそろってきてるのかどうかということに関しまして、ご覧いただいた通りやはりすべてのところに対応できるというような体制づくりというところにはまだ至っていないと考えます。

まずセンターですが、いろんな方面があります。例えば、先ほど入浴介助の話をさせて頂きましたけども、そういったものも少し広げていかないといけないと思うのですが、それを最後まで県が全部後押しするのは別といたしまして、恵岐の方で社会福祉協議会との連携協定を結んだので、そういったやり方は一定できてきました。そういったものをどんどん継続していただくよう考えております。

あとは他の部分についてどうしていくのかというのは、まだセンターを立ち上げたばかりというような状況でございますので、まずはその日常生活部分で少しお困りになってるところから入っていった、障害だけでなく、色々なところに広げていくというのは必要かと思っていますので、センターの方々と様々議論しながら、目標をそれぞれ定めながらやっていければというふうに考えているところでございます。

（齊藤委員）

最初に質問した提案をした観光客数はどのように集計するのでしょうか。

（観光振興課）

提案をした観光客数というのを集計するのは、先ほど少し申し上げた相談件数の中身でやっていこうかなというふうに思っています。

要は、こちらから単にこう聞かれてここはどうですかといったようなものではなく、少しやりとりをして、こちらからもこういった施設とかがありますよとかこういった受入れができますよといった、このレベル感はやっとセンターとも調整をする必要があろうかと思えますけども、そのようなことを今後やっていくようにしているような状況でございます。要するに、能動的に提案をこちらからかけていく。

(穴倉委員長)

ちょっと1つだけすみません。

この2番だけに関心があるわけではなく、全般なんです、ツーリズムの話が非常に代表的かなと思います。長崎ユニバーサルツーリズムセンターというところが事業としてやられているんですね。

一応、こういうパンフレットにあるような色々な料金も取られて、サービスの提供をされるという事業ですよ。今回それに対する予算が1,600万円ぐらいですが、将来的にどう構想されているのか、要は永遠に事業費の補助をされていくことを念頭に置くのか。こういうユニバーサルツーリズム等は福祉政策みたいな側面もあるので。そのような財源があるならば、そういう話になるのかもしれませんが、一定の期間でとなると、そういうものがなくなったら今後は立ち行かなくなってしまうみたいな話もあるし、立ち行かなくなってしまうのは困るからとずっと事業を継続するようなことをやらざるを得なくなるのか。そこら辺の、要は見通しとか、本来はそういう事業内容みたいなものが、何か指標としてはあるべきではないか。もちろん相談件数が何件ありましたとか、宿泊者に何件紹介しましたのかというのも大事なんですけれども。ここの事業がどのような財務状況で将来的にどういう見通しになっているのか。

例えば、ユニバーサルツーリズムで近畿日本ツーリストから将来的なお金がもらえる見込みがありますとか、何か色々な可能性がある中で、ここで将来的に意味を持って継続させていくためにどのような計画があって、そういうものが指標と関係しているという方が何となくですね。パフォーマンスのすぐく一部だけを切り出されて評価するのはなかなか難しいし、立ち上がったけど将来やっぱうまくいきませんでしたとなって欲しくないと思うので、今回の指標を変えてくださいと言いたい訳ではないんですが、やはり将来的な形はよく考えて頂きたい。

これは実はこのユニバーサルツーリズムだけの話ではなくて、この手のいわゆる支援事業には全部いえる話なんですけれども。1番駄目なのは予算がついて、一瞬花火でボンッとやってあとは繋がりませんでした。皆で行動して、その後一気に潮を引いたように、事業が止まってしまう。みたいなことになると、非常にこれは逆効果だったりする。

要は、事業構築の視点の話になりますが、特に観光関係なので、将来的に自立的にやっていける目途が立つのかみたいなものを何かビルトインしたような指標がないといけないのかなと。これは世界遺産のお話も多分同じような話ではないか。ちょっと個別の指標に関して今云々とは言いませんが、ぜひそういうのも将来的な課題としては各事業課の方に考えていただきたいと思っています。

各個別の指標に関しては今はこういう形でしか表現できないんだらうなという事情もよく承知はしていますが、ぜひこういうものが繋がるように。あと民間の協力みたいな話ですね。そういうところがないと多分継続できません。ぜひ、今後のインデックスが評価の時の資料に組み込めるようなこともご検討いただければと。

他に特にないようですので、これでこの事業群の審議を終わらせて頂きます。

基本戦略・施策の概要（スマート県庁推進課）

（事務局）

それでは次に最後の基本戦略に入らせていただきます。

基本戦略 3-1 になります。総合計画から資料抜粋版の 1、2 ページをご覧ください。

基本戦略 3-1、1 ページ目の基本戦略の項目の下から 3 つ目でございます。

「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」こちらを推進していくために右側のページに入りまして 6 つの施策に取り組むこととしております。

今回はその中の施策の 5「ICT を活用した地域活性化と行政運営の効率化」、これを実現するための事業群のうち 1 つをご審議いただきたいと思います。続けて 16 ページをご覧ください。

基本戦略 3-1 でございます。こちらに 6 項目掲げておりまして、めくっていただいて 17 ページが背景等でございます。

①現状と時代の潮流において、下から 3 つ目ですけれども行政手続のオンライン化でありますとか、その下ですけれども IoT、AI 等による第 4 次産業革命が進行、こういった記載がなされているところでございます。

その横 18 ページをご覧ください。目指す姿勢としましてご覧のとおり 3 つございます。1 番下の行政のデジタル化が進み質の高い行政サービスが提供されている。こういった姿を目指すこととしております。

成果指標についてです。成果指標につきましては、実用化された ICT を活用したサービスや仕組みの数の累計。こちらにつきまして令和 7 年度までに 15 件とすることを目標に掲げております。その実現に向けましては、次の 19 ページまで①から③の事業群がございます。

本日は 19 ページの方の③行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）について審議をお願いしたいと思います。

では引き続きまして、スマート県庁推進課より事業群の説明をお願いいたします。

審議事業群Ⅵ（スマート県庁推進課）_事業群説明

基本戦略 3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る

施策（5）ICT を活用した地域活性化と行政運営の効率化

事業群 ③ 行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）

（スマート県庁推進課）

スマート県庁推進課から事業群行政におけるデジタル化の推進、スマート自治体の実現について概要説明いたします。資料ですが、お手元の長崎県総合計画の 19 ページと、事業群評価調書 27 ページをご参照ください。

本事業群ですが、総合計画において、戦略 3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」施策 5「ICT を活用した地域活性化と、行政運営の効率化」に位置付けられる事業群でございます。

本事業群についての取組内容は、評価調書の 1.計画等概要に記載のとおりで、質の高い行政サービスの提供と県民の利便性向上、行政職員の多様な働き方の実現を図るため、行政手続の電子化や文書の電子化など、ICT の利活用による業務効率化、業務改革を推進し、スマート自治体の実現に向けた取組を進めることとなっております。

この事業群を代表する指標といたしまして、県における電子申請利用所属数累計という項目を設定し、最終年度である令和 7 年度に 70 所属にするという目標を掲げるほか、県における RPA 作成ロボット利用所属数を累計 50 所属、長崎県自治体クラウドサービス県内利用団体数を 16 団体にするという目標を掲げており、大別して 3 点の取組項目のもと、3 つの事務事業をそれぞれ実施しております。

それでは本事業群の取組項目についてご説明いたします。

まず第 1 点、「Ⅴ、行政手続きのオンライン化」についてでございますが、これは郵送や窓口に出向くことなく、各種申請届出もしくは申込等を自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを通じて、24 時間可能にする環境整備に取り組むこととしております。

次に第 2 点、「6.新たな技術を活用した業務効率化」についてでございますが、これは先進技術の活用により、県庁内のノンコア業務の省力化が可能となるシステムの導入に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、29 ページの「2.令和 4 年度取組実績」、内容は 30 ページでございますが、記載のとおりでございます。事業内容については、また後程ご説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や、事務事業同士の関連付け等につきましては、事業群評価調書補足説明資料 63 ページにご説明しておりますので、この後の個別の事務事業を順にご説明する際にご参照いただければと存じます。

事業群評価調書 32 ページ、「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。

取組項目ごとに、事業群に対する個々の事業の貢献等分析し、実績、課題を検証したところ、行政手続のオンライン化につきましては、新しく導入いたしました、汎用的電子申請システムをどのように庁内の行政手続のオンライン化につなげていくのかという課題が見えて参りましたので、解決の方向性として、令和 5 年 3 月に庁内の行政手続の状況の調査を実施したところでございまして、その内容について把握分析をいたしまして、支障となっている理由等の整理・解消に努めながら、さらなる利用拡大を推進して参りたいと考えております。

次に「6.新たな技術を活用した業務効率化」につきましては、庁内業務における RPA や AI 等の各種ツールの導入に向けては、職員の意識改革や、ICT リテラシーの向上を図っていく必要がありますことから、令和 5 年度に策定いたしました長崎県デジタル人材育成方針に基づきまして、DX に向けた職員の研修を行っていくこととしております。

以上を踏まえまして、「4.令和 5 年度見直し内容及び令和 6 年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別の事業の具体的な見直しを検討しておりますが、こちらも後程順にご説明させていただきます。以上で事業群に関する説明を終わります。

審議事業群Ⅵ（スマート県庁推進課・港湾課）_各事業説明

（事務局）

続きまして事業群を構成する事務事業について説明いたしますけれども、こちらの事業群につきましても2つの課によって構成されておりますので2つの課それぞれの説明が終わってから、まとめて質疑をお受けしたいと思います。

まず初めに引き続きスマート県庁推進課の方から事務事業の説明をお願いいたします。

1 電子県庁推進事業

（スマート県庁推進課）

それでは私の方から、まず事業群評価調書30ページの一番下段、5番の電子県庁推進事業というのがございますけれども、これについて概要を説明いたします。

お手元の事業群評価調書と、補足説明資料65ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

まず事業群の取組との関連でございますけれども、電子県庁推進事業は、事業群の取組項目の5.行政手続きのオンライン化の部分に寄与するために実施する事業ということになっております。

本事業の4年度の実施状況につきまして事業群評価調書補足説明資料でご説明申し上げます。65ページをお願いいたします。

まず、この事業の目的でございますけれども、この事業はICT技術を活用することによって、県民の利便性向上や庁内事務の迅速化・効率化を図ることを目的としており、県民向けには公共施設の予約をインターネット経由で行うことを可能とする公共施設予約システム等の運用、及び維持管理、庁内向けには各種の庶務事務を電子化するシステムの開発及び管理を行っているところでございます。

令和4年度の実施状況とその成果でございますけれども、記載のとおり、システムの改修数、これにつきましては目標を4システムとしておりましたけれども、実績で15システムの改修を行ったところでございます。

また庁外向けシステムの利用件数について104万8,283件、となっております。2年連続で100万件を超える利用件数となっているところであります。

これらを踏まえまして、この事業の成果として、システムの改修により機能追加等を実施しております。その機能の充実ですとか突発的な不具合への対応等により、庁内における事務の効率化に繋がっているものというふうに考えております。

また、庁外向けについてもシステムを安定稼働することによって県民の利便性向上に役立っていると考えているところでございます。

令和4年度の実績を踏まえまして令和5年度につきましても各種システムの改修に加え、突発的なトラブルにも対応していくことで、さらなる安定稼働及び事務の効率化に努めているところでございます。なお本事業では、平成16年3月に県の独自開発によって導入しました電子申請システム、

それと、その後の開発になりますけれども、庁内外の簡易なアンケート等に利用する Web アンケート申込みシステムや公共施設予約システム、これらを長崎県自治体クラウドサービスとして運用して参りました。

しかしながらシステムの老朽化も進み、機能不足も目立つようになったことなどから、昨年度、県内 11 市町との共同調達によりまして、システムベンダーが提供する汎用的電子申請システムを導入したところでございまして、この新たな電子申請システムについてはこの電子県庁推進事業ではなく、この後ご説明いたしますスマート県庁プロジェクトの中で、整理をしているところでございます。

最後に令和 6 年度に向けた本事業の見直しの方向性についてでございますけれども、今申し上げた新たな汎用的電子申請システムが順調に稼働しておりまして、庁内では先ほど申し上げた Web アンケートシステムですとか、従来からの電子申請システム、こういったものはすでに新しいシステムに移行をしているところでございます。

公共施設予約システム以外の従来の自治体クラウドサービスについては新しいシステムに移行したという状況になっておりまして、残る公共施設予約システムについても、近年全国的にも独自開発のシステムからベンダー提供の汎用システムへ移行するという流れにあります。この公共施設予約システム自体も大分老朽化してきており、メンテナンスも難しくなっておりますので、別のシステムへの移行を検討しているという状況でございまして、この電子県庁推進事業、もちろんデジタル化、DX については全体としては拡大して参りますけれども、この電子県庁推進事業としては、縮小ということで整理をし、評価をしているところでございます。

2 スマート県庁プロジェクト

(スマート県庁推進課)

続きましてスマート県庁プロジェクトについて、私の方からご説明いたします。

資料ですけれども、お手元の事業群評価書 7 ページと、補足説明資料 67 ページを併せてご参照ください。

こちらの事業の事業群との取組の関連でございますが、本事業につきましては事業群の取組項目の「v.行政手続きのオンライン化」、「vi.新たな技術を活用した業務効率化」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の令和 4 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 67 ページでご説明差し上げます。

この事業の目的でございますけれども、質の高い行政サービスの提供と県民の利便性向上、行政職員の多様な働き方の実現を図るため、行政手続の電子化、ICT の利活用による業務効率化、業務改革を推進いたしまして、スマート自治体の実現に向けた取組を進めることを目的としておりまして、行政手続のオンライン化により県民の利便性向上や ICT 等による庁内業務の効率化、省力化を実施しているところでございます。

具体的に、令和４年度の実施状況及びその成果でございますが、先ほどスマート県庁推進課長から説明がありましたけれども、令和４年１０月から新たな汎用的電子申請システムを導入したところでございまして、令和４年度末までの利用所属は６０所属となっております。

次に、ICT等による業務効率化・省力化につきましては、記載のとおりでございますが令和２年度からRPAを導入しておりまして、運用環境の構築を行っております。

こちらは令和４年度末時点で２７所属６０ロボットを運用しているところでございます。また、このほか、ノーコード開発ツール、AI文書作成支援ツールの導入に向けた実証も行っているところでございます。

この事業の成果といたしましては、ICT等の導入によりまして、職員でなくてもできるようなノンコア業務は機械に任せまして、浮いた時間を、政策立案や県民の声を直接聞くための時間に充当ができるように取り組んでいるところでございます。

なお、令和４年度の実績を踏まえまして、令和５年度はさらなるAIツールの実証や、DXの推進に向けまして、職員の意識改革や、リテラシーの向上のための人材育成に着手しているところでございます。

令和６年度に向けた本事業の見直しの方向性についてでございますが、事業構築の視点といたしまして、さらなる行政手続のオンライン化の推進に向けましては、庁内の行政手続の状況を把握し、支障となっている理由等の整理解消に努めながら、さらなる所属での利用拡大を図って参りたいと考えております。

また、新たなICT技術の発表につきましては、さらにですね、業務効率化の効果が大きなICTの選定と導入効果の確保に努めて参りたいと考えております。

デジタル人材の育成につきましては、やはり長い期間を要するため、今後階層別の研修を行うなど、効果的な研修内容を検討いたしまして、デジタル人材の育成に向けた継続的な取組を実施して参りたいと考えております。従いまして見直し区分については、「改善」と評価をさせていただいております。以上でご説明を終わります。

また、齊藤委員から、ご質問いただいた点についてご回答させていただきます。県における電子申請利用所属数について、いつ示すことが可能でしょうかということ、。それから、母数＝電子申請、利用可能な所属なのでしょうかというご質問を頂いております。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、電子申請につきましては、県民の皆様が窓口に向くことなく、オンラインで行政手続を行うことができる仕組みということでございますけれども、県庁の所属の中には、内部業務のみを所管する、例えば秘書課のような課もございまして、まずできるだけ多くの所属での活用を目的として、周知を図りながら導入所属を少しずつ増やしていくことを目標としたところでございまして、利用所属を率で示すことは想定をしていなかったというところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、導入いたしまして大分電子申請についての認識が庁内でも高まってきたことから、全庁調査を実施したところでございまして、現在その集計結果の分析を実施し

ております。今後はできるだけ多くの行政手続において、電子申請が可能となるように推進して参りたいと考えているところでございます。

また次の質問といたしまして利用するためにはどのようなことが必要なのでしょうか、また、どのような所属で利用不可と考えてらっしゃるのでしょうかというご質問を頂いております。

こちらの電子申請システムを利用可能とするために主に必要なものとしたしましては、1 点目がまず押印の見直しというものでございます。

こちらにつきましては令和 3 年度までに庁内手続きの約 97%の押印の見直しが済んだというところでございます。

次に利用される方のパソコンの環境でございます。やはりお年寄りの方、ご老人の方やパソコンをお持ちでない方は、なかなか行政手続のオンライン化で対応することが難しいと思ってございます。他にございますのが、やはり原本を持ってきてくださいということでございますと、なかなか電子申請ですと原本かどうか分かりませんので、どうしても原本がいるという申請につきましては郵送だったり、直接来ていただかないと、難しいということがございますので、まず原本を不要とするような取組があれば、電子申請が拡大できるのかなというふうに考えております。

また、どのような所属で利用不可と考えているのかというご質問につきましては、基本的にシステムを利用できない所属はありませんけども、先ほど申し上げましたように、内部業務のみの所属につきましては、基本的にはあまり利用を想定はしていないというような状況でございます。以上でございます。

3 公共土木施設占用許可システム整備事業費

(港湾課)

港湾課から公共土木施設占用許可システムについてご説明いたします。事務事業に係る補足説明資料の 69 ページをご覧ください。まず事業の実施状況についてでございます。

この事業の目的は、公共土木施設の占用許可システムを一体的に構築し、電子申請システム・財務システムと連携することで、県民サービスの向上とともに、管理業務の効率化・負担軽減を図ろうとするものでございます。

具体的には、道路・港湾・河川等の公共土木施設におきましては、ライフラインの設置や水域における生け簀の設置など、様々な場面で利用がございました。

それぞれの許可申請に基づき、年間約 16,000 件程度の申請を処理しているところでございます。

許可申請におきましては、申請者には御来所いただいたり、また、申請を処理する職員においては、料金計算や許可台帳の作成などの個別作業を行っているのが現状でございます。

この占用許可システムでは、オンライン申請とすることで、県民の皆様の利便性を向上するとともに、料金の自動計算でありますとか、台帳整理、許可書の発行など、様々な事務を自動化することで、業務の効率化も図ってまいりたいと考えております。

右側令和 5 年度の事業実績状況でございますが、すでに先行して開発を行っている道路占用許可システムをベースに、港湾・空港・河川・漁港の占用許可システムを整備いたします。

それぞれの公共土木施設によって料金計算の方法でありますとか、単価が異なったり、また、減免の考え方も分野ごとに異なっております。このため、共通する部分とそうでない部分を整理いたしまして、効率的に開発を行うこととしております。

電子申請システムとの連携に係る部分につきましては、アプリケーションプログラミングインターフェースというそうですが A P I というソフトを使いまして、この部分は共通の部分として構築いたします。

この他、許可書の発行や未収金の管理に係る部分などを共通部分として構築いたします。

また、これまで各所属で管理していた許可台帳を一元管理できるようになることで、計算、決算事務でありますとか、国からの統計調査への対応などについても効率化が図られるものと考えております。

令和 6 年度に向けた見直しの方向性でございますが、年度内に開発を完了する予定ですので、システムの円滑な運用に向けて、申請者の皆様への周知に努めて参まいたいと考えております。

今年度末までに構築するため、資料上段の成果指標に記載しております電子申請件数の割合は 0 とさせていただきます。目標といたしましては、令和 6 年度に 25%、令和 7 年度に 50%、これを目標としております。

申請者には漁業者でありますとか、高齢の方々も非常に多くいらっしゃいます。電子申請を使っていたらと、振興局へ足を運んだり、資料をコピーしたり郵送したりといった手間が省けますが、デジタル化に馴染んでいただけるか、こういったことが 1 つの課題ではないかと考えております。

このため、電子申請の方法につきましても、できるだけ分かりやすいものになるよう工夫して参りたいと考えております。

次に事業群評価調書でございますが、31 ページの部分で、一番最後の部分、取組項目は、5.行政手続きのオンライン化、事業番号 7 に記載がございます。事業費が 1,7812,000 円、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用させていただいております。2 分の 1 を国費で支援していただきましたので一般財源は 8,906,000 円となります。この事業費のほかに、人件費として 2,315,000 円を参考としてお示しをさせていただいております。

活動指標につきましては、道路、港湾、空港、河川、漁港の 5 施設、成果指標につきましては先ほど説明いたしましたように今年度開発ですので、0 とさせていただきます。

次に 34 ページでございますが、令和 5 年度見直し内容及び令和 6 年度実績に向けた方向性でございますけれども、一番最後の事業番号 7 でございます。単年度の事業でございます、今年度新規、今後の方向性として構築したシステムの適切な運用を図るとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

質疑応答（審議事業Ⅵ（スマート県庁推進課・港湾課））

（穴倉委員長）

はい。ありがとうございました。それでは今説明があった事業群全体と個別の事務事業について、皆様から何か質問・確認事項があればよろしくお願いいたします。

(齊藤委員)

中京大学の齊藤でございます。質問の回答もありがとうございました。

こういった事業はおそらく Society5.0 推進計画に基づいて進めていらっしゃる事業だと思います。策定されたのが令和 3 年 3 月ということなので、1 年半ぐらいですかね。策定当時よりも、もう少し個々具体的にとか、国の方のマイナンバーとかも進んでいるというような環境もありますし、色々なところでやはり県民の理解も進んでいったというところもあるので、そろそろもう少しそこに書かれているときよりも具体的なイメージというか、どこを目指していくみたいなのが、具体化されていっているのかなと思います。

ですので、先ほどご質問させていただいた意図としましては、まずスマート県庁、電子県庁というものをどこまでやれるのかというような、おそらくイメージがあって、その中でどこまでやっていくべきなのかみたいなのがなくて、それぞれの所管課等を通しながらどこまでやりたいのかみたいなのがあるのかなと思います。

そこで、どこまでやれるのかということと、どこまでやるべきかみたいなのは少し違うのかもしれないなと思い、県の中で、どこまでやるべきなのかということと、どのステップに今いるのかということが、そろそろ提示されてもいい時期なのかなと思います。なかなかちょっと難しいかなとは思いましたが質問させていただきました。

今後この事業を進めるにあたって、2、3 年ぐらいの中では、やはりもう少し数値的にやるべきことがどのくらい達成できているのかということがもう少し分かるようになるといいのかなと思っています。

おそらく、このスマート県庁、電子県庁というところで言いますと、県庁内だけでやることと、県と市町村一緒にやっていかないと達成できないようなところ、県と県民、あとは県と民間みたいなのがあるんだろうなと思っています。特に市町村とのやりとりの業務が大きいと思いますので、長崎県のクラウドサービスの県内利用の団体数というのが今 5 団体ですか。なので、こういうところの目標値とかもですね。これって、母数でいうと 21 なんですかね。

(スマート県庁推進課)

自治体クラウドサービス分ですけれども、これは元々電子申請それから公共施設予約システム、Web アンケートシステム、大きくこの 3 つの機能があって、元々は県が自分で使うために開発したものです。

ただ県がフルスクラッチで作って、権利を県が持ってますので、県内だけではなく、県外も含めておりますけど、自治体の皆さん、よろしければお使いください、ということで今まで進めてきたところです。

先ほどご説明の中で申し上げましたけれども、このほとんどの機能はもう新しい電子申請システム、汎用的電子申請システムの方に移っています。公共施設予約システムは残っておりますが、これについては別のシステムに移行したいということで、長崎県自治体クラウドサービスそのものについて、指標を設定した当時はその置き換えの計画がなかったものですから、拡大していこうという方向性の指標設定になってい

るんですけども、方向転換といいますか、この自治体クラウドサービスについて、現在は縮小の方で考えています。

県内自治体のオンライン化とか IT の推進とかについては、県の中で役割分担をしております、デジタル戦略課が所管をしているところなんです、この自治体クラウドサービスを代替するものとして、例えば県内自治体の中で手続がオンライン化されている自治体数ですとか、あるいは総手続に占めるオンライン化されている手続数などの指標が概念としては考えられますが、例えばオンライン化が実現されているという状況をいうのに、電子メールで受け付ければオンラインだとか、今回入れたような電子申請システムが仮にあったとして、たくさんある手続の中のごく一部だけやっていけば、それでその自治体がオンライン化できていると見てよいのかといったような問題もありまして、これの代替になるような指標の設定にちょっと苦慮しているところです。

理想的にはやはり、県下の私どもを含めると 22 団体、市町村 21、これの全ての自治体において、多くの手続、理想的にはデジタル化可能な手続については全てオンライン化される、オンラインでもできると、それが難しい方には紙ベースでもちゃんと受け付けますといったような世界が理想だと思いますが、具体的に数値でお示しすることがちょっと今難しいと考えているところです。

（齊藤委員）

ありがとうございます。

おそらく色々な事情があると思うので、理想としてはどこまでやれるのか、実際にはどこまで進まないといけないのかみたいなのところをもう少し分かりやすいデータ等で、またどこまで進んでいるのかということも分かるといいのかなと個人的に思います。

また、特に小規模な自治体でなかなかプロパーの情報に長けた職員を配置できないところは、県全域でみたいな話も色々出てきているかと思いますので、そういったところも含めて、こうやっていくんだというところでも、もう少し見える化とかどこまで進捗していて長崎が今どこに向かって、スマート県庁に向かっていくのかというところが、分かりやすくなるといいのかなと思いました。今は多分過渡期というところでもありますので、淡々と進めているという状況は理解したところでございます。

（スマート県庁推進課）

先ほどちょっとご説明したとおり令和 5 年 3 月に、県庁にどのような手続があるのか、1 度我々が把握しなければならぬということで調査をかけまして、どれだけの法令上の手続があるのか、そのうちどれが今、紙での申請で、メールで申請が可能なものはどれで、今後それをどうしていくのか、件数を年間何件ぐらい受け付けているのか。先ほど申し上げたように、原本が要るのか要らないのか、その書類の添付容量がどのくらいあるのか。それも一応我々が今調査をしております、ヒアリングしながら目標感もちょっと定めながら、先ほどおっしゃったように、ここまでやっぱ頑張ろうというところを進めていけるように今ちょっと分析を進めておりますので。

(齊藤委員)

国の方でも納税のシステムをしたりとか色々段階もあるのですごく難しいところだなとは思いますがよろしくをお願いします。以上でございます。

(原口委員)

事業群評価調書 30 ページの電子県庁推進事業の成果指標で、オンラインシステム利用件数が、その前年実績をそのままスライドさせて、翌年度の目標値として設定していると思うのですが、この目標値の設定方法についてどのような意図をお持ちなのかと思っています。

1 番右、事業数の目標達成の寄与というところで県民及び利用団体利便性の向上であれば、単純に考えると、利用件数は増えていくことで、利便性が上がると推測することも考えられると思うのですが、どのように考えればよろしいでしょうか。

もう 1 つ、利用件数以外にも、県民の利用の状況については何か満足度という曖昧ではありますが、何かそういったアンケートを取られたり等、利用状況をはかるための情報収集等をどのように実施されるのか気になりましてお聞かせいただければと思います。

(スマート県庁推進課)

庁外向けシステムの利用件数のお尋ねですけれども、今ご指摘のとおり、基本的には前年度の実績を翌年度の目標にしている。要は、それを下回らないように少しずつ増やしていくという考え方で作っております。

今回、令和 5 年度の目標についてそうっていないというところについてまずご説明をさせていただきたいと思います。まず令和 3 年度の 50 万件から 4 年度 130 万件、大きく伸びております。271%ということで、実はこの伸びのほとんどが、それまでやっていなかった運転免許試験の予約申込となっております。

今から説明することの前段としてちょっとご説明をさせていただきます。まず、ここの件数が何なのかというと、例えばその公共施設予約システムで実際に予約が取れた件数ではなくて、そこにアクセスをしていただいた件数を挙げております。

というのは例えば公共施設予約システムですと、抽選機能というのがあります。

例えば、テニスコートでもバレーコートでもいいんですが、そういったものの予約が集中したときに、単なる早いもの勝ちではなくて、ある一定期間の間に、お申込があった方達に公平に機会を与えるように抽選をします。そうするとやっぱり残念ながら抽選から漏れた方々もそのシステムを使ったというふうに私ども理解して整理しておりますので、実際の予約件数ではなくて、「利用件数」は「アクセス件数」になっているというのをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、この運転免許試験が大きく伸びた訳ですが、実はこの時、令和 3 年度は、始めたばかりでもありましたし、コロナの関係、密にならないようにというのもあったんでしょうけれども、その予約の受け皿の部分が結構絞られておりました。

ですから、1 回アクセスしたはいいいけど、取れなくて、また別の日を取り直すというために、アクセス件数は飛躍的に伸びております。

それが 4 年度になると、受け皿が増やされました。警察の方で試験を受験する機会を増やすということで 1 回アクセスしたけど取れなかったという方たちが減って、アクセス件数としては落ちているというのがこの数字のからくりでございます。

そういったことで、基本的には前年度を上回っていく形にしたかったのですが、3 年度というのはちょっと特殊な年度であったのだろうという判断をしまして、5 年度の目標設定については、特殊要因で利用が多かった 3 年度を基準にするのではなく、4 年度の実績を基準として、それ以上を達成したいという設定をしているところでございます。

あと満足度の調査をしているのかというお尋ねでございますけれども、例えば公共施設で、ぱっと皆様にイメージしていただけたところでいけば、県立総合運動公園とか県の総合体育館、あるいはちょっと別のものになりますけど勤労福祉会館とかそういった色々な施設で使われていますので、システムを使っている先も公共施設の場合には基本的に指定管理者が運用されてるケースが多いのですが、そういったこともあって様々な中身になっておりますので、統一的な形で満足度調査という類のものはできていないというのが実態でございます。

(穴倉委員長)

はい。よろしいですか。他に委員の皆様からありませんか。

個人的にこの手の指標は、本当の進路目標と適切にリンクしてないと単に数を増やすための施策みたいなことをやりがちになるので、そういうことがないあくまでもその ICT を利用して最終的に何を提供した行政サービスの充実であったり、組織内業務の効率化なり、無駄の削減であったりというのが目標としてあって、何か ICT の件数をとにかくたくさん増やすのが目的とか、それで逆にいろんなオーバー枠になってしまったみたいなことには決してならないように。

我々はこの数字でしか見ることができないので、それ以上の、より中身の判断をやはり各所管課の皆さんが適切な指標を作って、歪んだ判断をされないように、特にこの ICT 関係はそのようになりやすいので、とりあえず入れとけみたいな話にならないようご注意くださいいなと思っています。

(スマート県庁推進課)

今おっしゃっていただいたこと本当にそのとおりだと私も思っていて、例えば RPA のロボット数というのをスマート県庁プロジェクトの方で挙げてますけれども、これは所属数でやっています。その次の本当の成果に近いところで、どれくらいの時間が削減できたのかというものを数字でも当然押さえてありますので、それもきちんと把握して、必要によってご説明をしていきたいと思っておりますし、ここに挙げてないものとして、例えば AI 会議録というものも令和 2 年度から入れています。これは音声データをテキストに起こした後、やっぱり認識率が 100%になっておりませんから手作業で修正しております。その編集ソフトをも併せて入れて、効率的にできるようにしておりますので、こういったものは使えば使うほどいいというものではなくて、

使いたい所属、或いは使いたい職員が必要に応じてきちんと使える環境があるというのが、理想だろうと思っており、そういったものについてはあえて指標に用いていないといったようなことも考えておりますので、おっしゃっていただいたところはきちんと肝に命じて進めていきたいと思っております。

（穴倉委員長）

先ほどご説明があった、今業務の棚卸しをされているというか、リストアップされた手順の見える化をまずあげて、我々はそのような業務が、何ができて何ができないのか、もしくは今やっているのかやっていないのかみたいなことをやはりやっていかないといけないし、またふさわしいもの、ふさわしくないものもあるでしょうか。そこはある意味、サービスと業務の見直しを伴わないといけない。

やはり先ほどお話があったように、単なる数字を追うという話ではなくて、いかにサービスを効率化させ、良くして、余計な時間を使わずに、働き方改革等にも繋がられるようなものにするということが大事ですので、件数等は当面の暫定的な指標としては仕方がないものだとは理解はしていますが、より実態に合ったような指標や、目標値を絶えず考えていただくことが大事かなと思っていますので、ぜひご検討いただければと思います。これはどんな議論でも当てはまるかと思っていますので。

はい。よろしいですかね。ということで本日の審議はすべて終わりにいたします。